

大 館 市
第 9 期介護保険事業計画
高 齢 者 福 祉 計 画

<令和 6 年度～ 8 年度>

令和 6 年 3 月
大 館 市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の趣旨と概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制等	4
5. 計画の進行・管理	5
6. 計画の基本理念と基本目標	6
7. 大館市における介護サービス供給体制の将来像	8
8. 日常生活圏域	9

第2部 各論

第2章 高齢者人口等の現状と推計

1. 高齢者人口	1 1
2. 要介護認定者数	1 2

第3章 介護サービス利用量と保険給付費

1. 介護サービスの体系	1 3
2. 居宅サービス・介護予防サービス	1 5
3. 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	2 0
4. 施設サービス	2 4
5. 介護保険施設等整備計画	2 6
6. 保険給付費の見込み	2 7

第4章 地域支援事業

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	2 9
2. 地域支援事業の概要	2 9
3. 介護予防・日常生活支援総合事業	3 0
4. 包括的支援事業	4 0
5. 任意事業	4 8
6. 地域支援事業の見込み	5 4

第5章 高齢者福祉事業

1. 高齢者の状況	5 5
2. 在宅・見守り支援事業	5 7
3. 中・重度者在宅支援事業	6 2

4. 施設サービス	64
5. 社会参加の促進・生きがいつくりへの支援	67
6. 地域見守りネットワーク活動事業	71
7. その他の高齢者福祉事業	74
8. 高齢者の住まいの安定的な確保	78
9. 災害や感染症対策に係る体制整備	79

第6章 介護保険事業の運営

1. 介護保険事業の財源	80
2. 第1号被保険者の保険料の基準額	81

資料編

1. 大館市第9期介護保険事業計画の策定経緯	86
2. 大館市介護保険事業計画運営委員会の運営に関する規則	87
3. 大館市介護保険事業計画運営委員会委員名簿	89

第1部 総論

第1章 計画の趣旨と概要

第1章 計画の趣旨と概要

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画の背景と目的

平成12(2000)年度から始まった介護保険制度は創設から20年以上が経過し、介護保険サービスの利用者も3倍を超えており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しています。

このような中、日本の総人口は減少に転じており、15歳から64歳までの生産年齢人口は今後急減することが見込まれています。一方、本計画中にはいわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となる令和7(2025)年を迎えます。さらに団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年を見据え、介護サービスの確保に留まらず、中長期的な視点で医療、介護、介護予防、日常生活の支援を包括的に提供するサービス体制を築く必要があります。

大館市においても令和8年度には高齢化率は41.6%に達すると見込まれており、介護や支援を必要とする高齢者や認知症高齢者及び一人暮らし世帯の増加、介護期間の長期化などにより、介護保険事業に対するニーズがますます増大するものと見込まれます。

また、高齢者の生活を支える介護人材については、その担い手である生産年齢人口の著しい減少が見込まれ、将来的に限られた社会資源を効率的かつ効果的に活用し、必要な介護サービスを提供する必要があります。

このような背景を踏まえ、国は、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の営むための支援や、要介護状態になることの予防対策等を包括的に確保される体制としての「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けての取組と介護保険制度の持続性を図るため、基本指針の見直しを図られ、第9期計画の策定に際して、次のように基本指針が示されております。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の实情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化の推進

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ①介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ②都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進し介護、経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ③介護サービス事業者の財務状況等の公表を促進

このような国の基本指針を踏まえ、本市における介護保険事業及び高齢者福祉の方向性を示し、各施策を切れ目なく安定的に運用することを目的として、第8期計画までの取組を継承しながら、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みを踏まえた計画と位置付けて「大館市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、介護保険の給付対象となるサービス種類ごとの量の見込みや、被保険者の負担（介護保険料）などを定める「市町村介護保険事業計画」と、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定める「市町村老人福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 関連計画との調和

本計画は、本市における最上位計画である「大館未来づくりプラン」や福祉分野の計画である「地域福祉計画」に掲げられた高齢福祉の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の介護保険事業支援計画・老人福祉計画、関連する本市の個別計画等と整合性のある計画として策定します。

3. 計画の期間

本計画（第9期計画）の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

計画の期間								
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第8期計画								
		(策定)	第9期計画(本計画)					
						第10期計画(次期計画)		

4. 計画の策定体制等

(1) 大館市介護保険事業計画運営委員会

本計画は、医療・保健福祉関係者、学識経験者、介護保険の被保険者代表や公募市民等の16名の委員で構成される「大館市介護保険事業計画運営委員会」において検討・審議いただき、計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定の基礎資料とするため、高齢者の意識や生活状況及び介護事業者から事業の今後の取り組みなど介護保険事業を取り巻く状況についてアンケート調査を実施しました。

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ・調査対象：市内在住の一般高齢者、在宅の総合事業対象者及び要支援認定者
- ・調査期間：令和5年2月16日～令和5年3月13日
- ・調査方法：郵送調査
- ・配付数：1,000件
- ・回収率：68.2% (682件)

○介護サービス事業者調査

- ・調査対象：市内で活動する介護保険サービス事業者、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所
- ・調査期間：令和5年2月1日～令和5年2月28日
- ・調査方法：郵送調査
- ・回答者数：46法人

○在宅介護実態調査

- ・調査対象：市内在住の要支援・要介護認定者
- ・調査期間：令和5年1月16日～令和5年8月31日
- ・調査方法：要介護認定更新時に訪問調査
- ・回答者：393人

(3) パブリック・コメントの実施

計画策定にあたり、市民の皆様のご意見を反映させるため、本事業計画（素案）を庁舎窓口での閲覧及び本市のホームページにて公開し、広く意見を募集しました。

提出された皆様からの意見を十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行いました。

- ・意見募集期間：令和5年12月18日～令和6年1月15日
- ・意見提出者：3人
- ・意見数：15件

5. 計画の進行・管理

計画を着実に推進していくためには、介護サービス事業所や医療機関、福祉・保健・医療などの関係団体、地域住民などとの連携を図り、協力して取り組む必要があります。

また、施策・事業の実効性を高めていくためには、設定した目標に対する実績評価を行うなど、進捗状況を検証して成果を分析するとともに、課題等があれば必要に応じて適宜見直しを行うなど、計画のさらなる改善に向けて継続的に取り組む必要があります。

このため、計画の策定（Plan）に基づく施策・事業の実施（Do）を受けて、実施状況や効果を評価・分析（Check）し、さらに見直しを行って改善していく（Action）といった「PDCAサイクル」の活用により、計画の進行を管理し、内容の質を継続的に高めていきます。

進行管理については、客観性を確保する必要があることから、施策・事業の実施状況などを定期的に点検・評価し、その結果を介護保険事業計画運営委員会や地域包括支援センター運営協議会などに報告して評価するとともに、いただいた意見などを今後の計画の展開に反映していきます。

6. 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

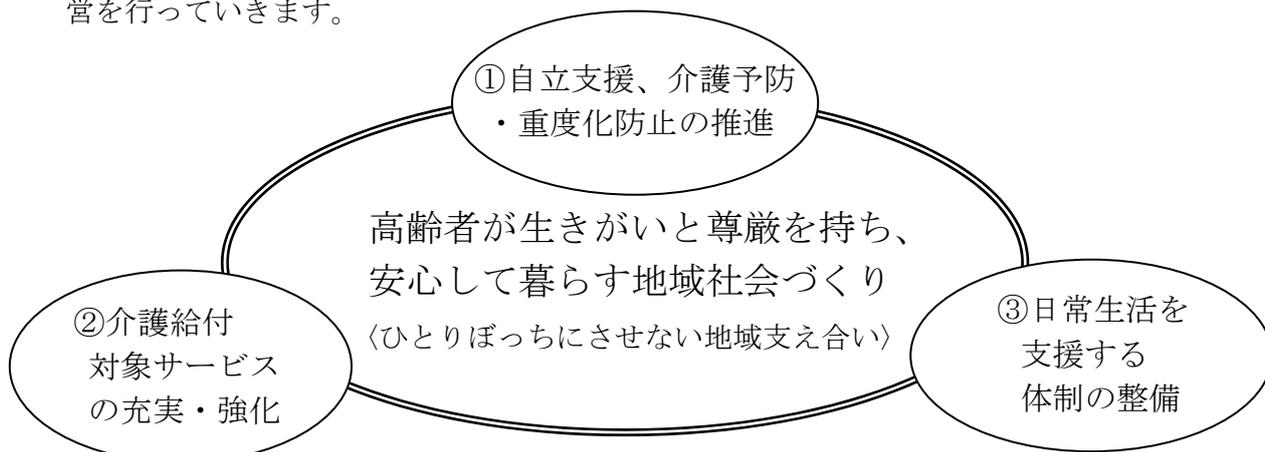
『高齢者が生きがいと尊厳を持ち、安心して暮らす地域社会づくり』

〈ひとりぼっちにさせない地域支え合い〉

すべての高齢者が住み慣れた地域で、生きがいと尊厳をもって暮らせるよう、介護予防や生きがいづくりに取り組みます。また、地域における見守りや支え合い、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携により高齢者の支援を行う地域包括ケア体制の構築を目指します。

(2) 基本目標

本計画の基本理念を念頭に、次の3つの基本目標を設定し、介護保険事業の円滑な運営を行っていきます。



① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

《健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり》

- ・住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議の多職種連携の取組の推進、地域包括支援センターの充実・強化を図ります。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進により、高齢者の健康づくりとフレイル予防を推進、スポーツを通じての心身の健康や生きがいづくりによる介護予防への取り組みを推進します。

② 介護給付対象サービスの充実・強化

《安心して介護サービスが受けられるまちづくり》

- ・要介護状態等となっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう安定したサービスの提供など地域における支援体制の整備を進めるとともに、施設入所希望待機者の解消に向けた施設整備を進めます。
- ・高齢者を支える担い手の育成やICT、介護ロボット等の活用など、介護を支える環境を整備します。

③ 日常生活を支援する体制の整備

《地域全体で支え合うまちづくり》

- ・増加傾向にある単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人を支援し、地域の支え合い体制づくりを積極的に展開します。
- ・通いの場、地域の茶の間などの地域サロンの運営支援、見守り・安否確認、買い物・調理・掃除等の家事支援、通院等の移動支援などを含む多様な生活支援・介護予防サービスの整備を推進します。
- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の充実を進めます。
- ・住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、在宅医療・介護連携の強化を図ります。
- ・災害時に要介護高齢者が適切に避難できるよう防災体制と新興感染症の流行等への対策等を整備し、高齢者が地域で安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。

<基本目標>

<主な事業>

①自立支援、介護予防 ・重度化防止の推進

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実・強化
 - ①介護予防生活支援サービス事業の充実
・短期集中予防サービス
 - ②介護予防普及啓発活動
(生きがい健康づくり支援事業、認知症予防教室)
- (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施とスポーツを通じての心身の健康や生きがいづくりによる介護予防への取り組みの推進

②介護給付対象サービスの充実・強化

- (1) 持続可能な介護保険サービスの提供
(通所、訪問、短期入所、施設サービス等)
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護の増設
- (3) 介護サービス事業者へICT、介護ロボット導入の周知・導入支援

③日常生活を支援する 体制の整備

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実・強化
(住民主体による生活支援及び移動支援サービス)
- (2) 生活支援体制整備事業
(生活支援コーディネーター・協議体の設置)
- (3) 地域介護予防活動支援事業
(通いの場、地域の茶の間、シニアいきいきポイント事業)
- (4) 在宅医療・介護連携推進事業
(多職種連携による在宅医療・介護の連携強化)
- (5) 認知症総合支援事業
(認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、成年後見の利用支援)
- (6) 家族介護支援事業
(見守りシール、はちくんパトロール隊)
- (7) その他の事業
(認知症サポーターの養成、高齢者配食サービス等)

7. 大館市における介護サービス供給体制の将来像

大館市は全国と比較して少子高齢化が進んでいる「先進的な地域」であり、令和5（2023）年と比較して令和22（2040）年まで療養病床、介護施設ともに需要の増加が予想されます。その一方で、生産年齢人口の減少によりそれらのサービスを提供する人材の不足も想定され、今まで以上に効率的な慢性期医療・介護サービスの供給体制を進める必要があります。

○大館市における介護サービスを提供するうえでの課題

1. 65歳以上の高齢者はすでに減少傾向だが、慢性期医療や介護が必要となる90歳以上の人口が増加傾向となることから、令和22（2040）年までに療養病床・介護施設は約10%の需要増加が想定される。
2. 大館市の生産年齢人口は、令和2（2020）年と比較して令和22（2040）年までに約4割減少し、介護サービスの担い手は令和17（2035）年時点の介護需要に対して約670人の不足が見込まれ、人材不足が深刻な課題となる。

そのため本市では、効率的な慢性期医療や介護サービス、自立支援を提供するため、

①介護人材の確保

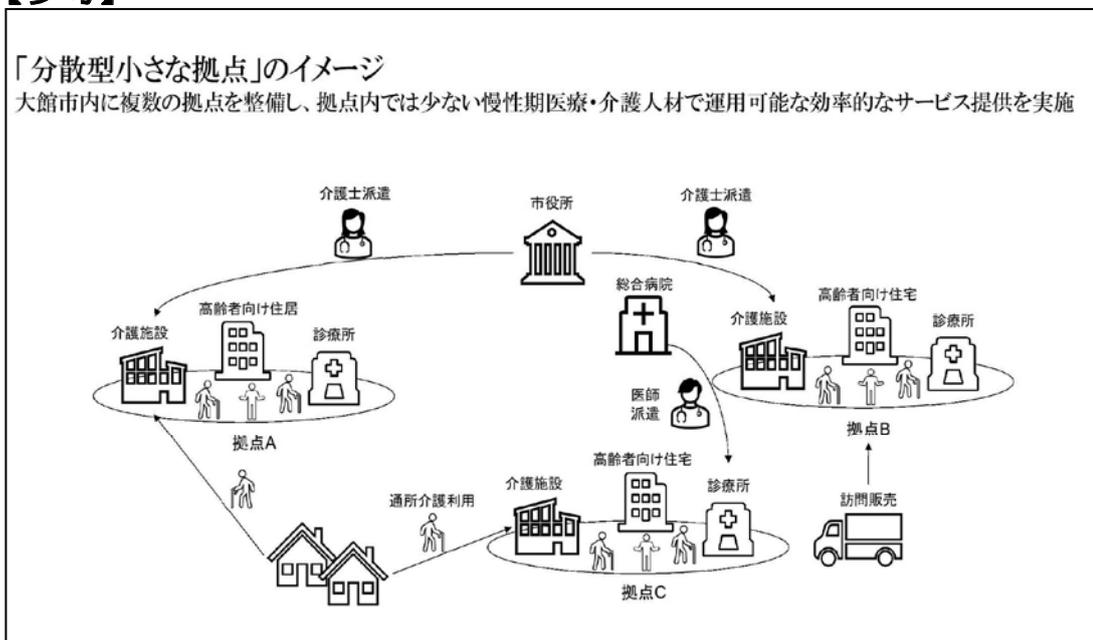
②施設間情報連携の強化

を進め、将来的には、市内の複数地域に高齢者向け住宅や介護施設、診療所、日常生活サービス基盤を集約的に提供するコミュニティ「分散型 小さな拠点」の整備を目指します。

○目指す将来像

1. より少ない人材で運用可能な効率的な介護サービスを提供するため、介護施設・高齢者向け住宅・診療所を集約した拠点を整備
（現在の居住地から拠点を活用する利用者の移動を考慮し、分散した複数の拠点を整備）
2. 訪問販売などによる生活サービス基盤を確保
3. 診療所には総合病院から医師を派遣し、地域のプライマリケアを担う人材を補う。
拠点内に診療所が不足している場合はサテライト診療所を整備し週1～2日診察する。
4. 利用者は、生活サービス基盤の利用 ⇒ 通所介護の利用 ⇒ 訪問介護サービスの利用 ⇒ 高齢者向け住宅への入居 ⇒ 介護施設への入所
という形で段階的にコミュニティに生活の場を移行していく。

【参考】



8. 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で、介護を必要とする状態になっても、介護サービスを利用しながら生活を継続できるよう、身近な日常生活圏域ごとに必要な介護サービス提供基盤の整備を進めていくことが、家族や利用者にとって安心となります。

本市では、7地区の日常生活圏域を設定し、生活圏域ごとに設けた高齢者の総合的な支援を行う「地域包括支援センター」の充実を図るとともに、圏域ごとのバランスに配慮しながら、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの整備を進めていきます。

【大館市日常生活圏域】

圏域名	圏域設定 (中学校単位)	《担当地区》
圏域大館1	北陽中学校	<p>(釈迦内地区) 小釈迦内、獅子ヶ森1～3区、商人留、日鉦獅子ヶ森、 県市公営住宅、板子石、日景町1～2区、向羽立、大通、中通、 上通、山神台、長面、長面袋、松峰、松木1～2区、沼館1～2区、 上袋町、二ツ森、卸町、高館下、釈迦内中台、釈・雇用促進住宅</p> <p>(花岡地区) 本郷下、本郷上、繫沢、土目内、二井山、鳥内、十三森、大森、 神山、姥沢、泉田、桜町1～4区、猫鼻、大森団地、花岡団地、 神山社宅、西前田、長森団地、白根山団地</p> <p>(矢立地区) 粕田1～2区、中羽立、清水川、岩本、橋桁、白沢1～3区、 寺ノ沢、松原、長走、陣場1～2区、日景温泉</p>
圏域大館2	東中学校	<p>(大館地区のうち) 愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鈷町、川原町、栄町、 田町、御成町1～5丁目、東成町、中道、清水町、有浦1～6丁目、 御成町市営住宅、清水町住宅、東有浦町、清水南町、中道1区</p> <p>(長木地区) 上代野、下代野1～4区、東二ツ屋、宮袋、大茂内、小茂内、 芦田子、塞の神、小雪沢、大明神、新沢、赤沢、黒沢、水沢、 茂内屋敷、籠谷、石淵、二ツ屋、芋ヶ岱、天下町1～4区、鳳町</p>
圏域大館3	下川沿中学校・ 第一中学校の 一部	<p>(大館地区のうち) 桂城、金坂、赤館、部垂町、桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、 長倉町、末広町、弁天町、大正町、御坂、新富町、大町1区・2区、 寺町、常盤木町、昭和町、神明町、南神明町、東新、新地、南町、 田代1～4区、新町、中町、馬喰町、柄沢、東台1～4区、 中神明町、市営新町住宅、市営中町住宅、市営向町住宅、城西町、 東町、豊町、北神明町、旭ヶ丘、住吉町、小館町、長根山、南ヶ丘、 水門町、雇用促進住宅、仲見世、泉町、曙町、たつみ町、緑ヶ丘、 南たつみ町</p> <p>(下川沿地区) 片山1～5地区、餅田1～2区、山田渡、赤石沢、 立花1～2区、川口1～6区、鳴滝、大道下、横岩、片山アパート、 餅田団地、天神町、片山町3丁目、天神緑町、美園町、西大館、 根下戸新町、隼人町</p>

圏域大館 4	成章中学校・ 第一中学校の 一部	(上川沿地区) 中山、沢山、羽立、金谷、餌釣、池内、小館花、根下戸、舟場、 萩野台 1～2 区 (十二所地区) 大滝 1～2 区、平内、下町、中町、上町、別所、上新町、沢尻、 葛原、猿間、浦山、軽井沢 1～2 区、曲田、道目木
圏域大館 5	南中学校	(真中地区) 櫃崎、高戸谷、赤石、板沢、小袴、大披、出川、下川原 (二井田地区) 下村、町、館、小坪川原、高村、四羽出、下川原、本宮、比内前田、 杉沢、大子内、中台
圏域比内	比内中学校	比内地域
圏域田代	田代中学校	田代地域

第2部 各論

第2章 高齢者人口等の現状と推計

第2章 高齢者人口等の現状と推計

1. 高齢者人口

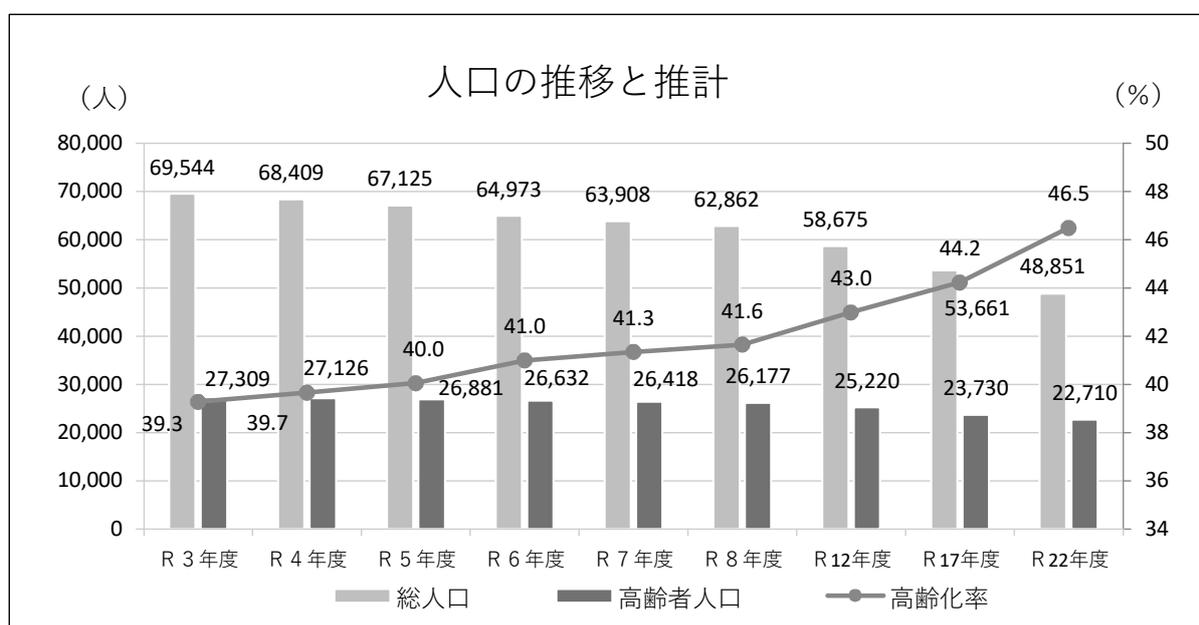
国立社会保障・人口問題研究所の推計値のデータに基づき、国が示した地域包括ケア「見える化」システムを用いて人口推計を行った結果は下表のとおりです。65歳以上の高齢者人口は、令和元年度をピークに減少しておりますが、75歳以上の後期高齢者人口は、令和17（2035）年度まで増加傾向となっております。本計画の最終年度である令和8（2026）年度は、高齢者人口は26,177人になると推計され、高齢化率は41.6%となる見込みです。

<人口の推移と推計>

(単位：人、%)

区 分	第8期実績			第9期計画			R12年度 (2030年度)	R17年度 (2035年度)	R22年度 (2040年度)
	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)			
総人口	69,544	68,409	67,125	64,973	63,908	62,862	58,675	53,661	48,851
40～64歳	22,383	22,022	21,623	21,129	20,791	20,393	18,800	17,279	15,283
65～74歳(前期高齢者)	12,459	12,047	11,704	11,306	10,961	10,679	9,555	8,603	8,382
75歳以上(後期高齢者)	14,850	15,079	15,177	15,326	15,457	15,498	15,665	15,127	14,328
65歳以上(高齢者人口)	27,309	27,126	26,881	26,632	26,418	26,177	25,220	23,730	22,710
高齢化率	39.3	39.7	40.0	41.0	41.3	41.6	43.0	44.2	46.5

※住民基本台帳9月末人口及び「見える化」システムによる将来推計人口



2. 要介護認定者数

高齢化の進行にともない、要介護認定者数も増え続けており、認定者率（65歳以上高齢者人口に対する認定者数の割合）も上昇が見込まれます。

令和3年4月から令和5年9月までの要介護認定データを基に令和6年度から令和8年度の認定率を推計し、将来の被保険者数を乗じて要介護（支援）認定者数を推計しています。

<要介護（要支援）認定者数>・・・第1号被保険者

（単位：人）

区分	第8期実績			第9期計画			R12年度 (2030年度)	R17年度 (2035年度)	R22年度 (2040年度)
	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)			
要支援1	472	482	499	498	497	497	494	491	470
要支援2	793	827	863	866	868	868	871	873	845
要介護1	923	872	883	889	893	893	896	906	891
要介護2	1,108	1,070	1,121	1,130	1,142	1,142	1,152	1,159	1,158
要介護3	925	887	819	829	836	841	852	858	869
要介護4	747	814	798	809	820	825	834	837	855
要介護5	565	550	567	576	579	582	588	587	596
認定者数計	5,533	5,502	5,550	5,597	5,635	5,648	5,687	5,711	5,684
65歳以上人口	27,309	27,126	26,881	26,632	26,418	26,177	25,220	23,730	22,710
認定者率※	20.3%	20.3%	20.6%	21.0%	21.3%	21.6%	22.5%	24.1%	25.0%

第8期実績は各年度 介護保険事業状況報告9月分月報認定者数 ※65歳以上認定者数/65歳以上人口
第9期計画以降の推計は「見える化」システムによる推計認定者数

第3章

介護サービス利用量と保険給付費

第3章 介護サービス利用量と保険給付費

第9期計画の令和6年度から令和8年度における介護(予防)サービスの利用見込みは、第8期計画の令和3年度から令和5年9月までのサービスの利用実績を基に、高齢者人口や要介護認定者の伸びを反映し、第9期計画の3年間に施設・居住系サービス事業所が整備される見込等を勘案し、厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムを用いて推計しています。

1. 介護サービスの体系

介護サービス

- (1) 居宅サービス・介護予防サービス
- (2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- (3) 施設サービス

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービス	介護予防サービス
訪問介護	—
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	—
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具購入	特定介護予防福祉用具購入
住宅改修	介護予防住宅改修
居宅介護支援	介護予防支援

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

居宅サービス	介護予防サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
夜間対応型訪問介護	—
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	—
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	—
看護小規模多機能型居宅介護	—
地域密着型通所介護	—

(3) 施設サービス

施設サービス
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院

2. 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービスは、要介護状態区分が要介護1から要介護5のかたを対象に居宅に訪問してもらい訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスがあります。要介護状態の軽減や重度化の防止を図り、高齢者の自立支援をめざします。

介護予防サービスは、要介護状態区分が要支援1・2のかたが対象で、生活機能向上を図り高齢者の自立支援を目的として利用するサービスです。

(1) 訪問介護

- ・ ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	回/月	23,278.9	23,568.5	26,436.2

※回/月：1月当たり利用回数

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	回/月	26,079.7	26,398.9	26,543.8

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・ デイサービスセンター等に通所することが困難な寝たきり高齢者等の家庭に訪問入浴車などで訪問し、身体の清潔保持などを目的に入浴サービスを行います。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	回/月	524	511	519
介護予防訪問入浴介護	回/月	5.1	1.0	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	回/月	526.2	538.2	544.6
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0

(3) 訪問看護 ・ 介護予防訪問看護

- ・ 医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院の看護師などが高齢者等の家庭を訪問して、病状の観察・床ずれの手当て・点滴の管理など療養上の援助や診療の補助の看護サービスを提供します。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	回/月	1,972.7	2,132.5	2,220.2
介護予防訪問看護	回/月	304.7	303.0	336.3

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	回/月	2,224.5	2,247.5	2,247.5
介護予防訪問看護	回/月	342.0	342.0	342.0

(4) 訪問リハビリテーション ・ 介護予防訪問リハビリテーション

- ・ 医師の指示に基づいて、理学療法士・作業療法士が家庭に訪問し、日常生活の自立のためのリハビリテーションのサービスを行います。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	回/月	184.8	138.2	203.8
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	14.7	23.0	25.2

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	回/月	204.4	204.4	204.4
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	25.2	25.2	25.2

(5) 居宅療養管理指導 ・ 介護予防居宅療養管理指導

- ・ 病院や薬局等の医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	人/月	116	120	150
介護予防居宅療養管理指導	人/月	10	13	13

※人/月：1月当たり利用人数

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	人/月	154	156	157
介護予防居宅療養管理指導	人/月	13	13	13

(6) 通所介護

- ・ 介護の必要なかたが自宅から介護事業所（デイサービスセンター）に通い、食事・入浴・排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	回/月	8,922	8,409	8,563

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	回/月	8,339.2	8,425.4	8,452.1

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・ 老人保健施設に通い、心身機能の維持・回復や日常生活自立を助けるために理学療法・作業療法などのリハビリテーションを提供し、在宅生活を支援しています。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所リハビリテーション	回/月	1,652.9	1,503.2	1,722.8
介護予防通所リハビリテーション	人/月	59	63	61

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション	回/月	1,705.4	1,714.4	1,714.4
介護予防通所リハビリテーション	人/月	61	61	61

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・ 介護の必要なかたが、介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴・排せつその他日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスで、利用者の心身機能の維持と介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	日/月	11,007.3	10,908.4	10,641.9
介護予防短期入所生活介護	日/月	42	45.8	59.2

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護	日/月	10,598.7	10,749.5	10,841.3
介護予防短期入所生活介護	日/月	60.2	60.2	60.2

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・ 介護の必要なかたが、介護老人保健施設などに短期間入所して、看護や医学的な管理のもとで、介護や日常生活機能訓練などを行うサービスで、利用者の療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	日/月	42.9	99.0	170.7
介護予防短期入所療養介護	日/月	0	0	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護	日/月	171.0	171.0	171.0
介護予防短期入所療養介護	日/月	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・ 特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等）に入居し、介護の必要なかたへ食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活のための機能訓練などを行うサービスで、利用者の療養生活の質の向上を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	人/月	105	144	122
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	4	4	6

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	人/月	122	125	125
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	6	6	6

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 日常生活の自立を助けるため、生活に支障のある在宅の要介護等高齢者に対し、介護用ベッドや車椅子などの福祉用具を貸与します。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	人/月	1,326	1,342	1,303
介護予防福祉用具貸与	人/月	534	558	569

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	人/月	1,324	1,338	1,344
介護予防福祉用具貸与	人/月	571	572	572

(12) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

- 排せつや入浴に使われる腰掛便座、シャワーベンチ等特定福祉用具を購入したとき、(年間購入費 10 万円が限度) 購入費に対して、負担割合に応じた給付をします。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具購入	人/月	25	23	21
特定介護予防福祉用具購入	人/月	9	7	9

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入	人/月	21	21	21
特定介護予防福祉用具購入	人/月	9	9	9

(13) 住宅改修（介護給付・予防給付）

- 家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をしたとき、工事費用に対して負担割合に応じた給付をします。（限度額 20 万円まで）

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修（介護給付）	人/月	16	11	11
住宅改修（予防給付）	人/月	8	8	7

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修（介護給付）	人/月	11	11	11
住宅改修（予防給付）	人/月	7	7	7

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

- ・ 居宅介護支援は、在宅の要介護者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望などを踏まえて、介護サービス計画（ケアプラン）を居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成し、居宅サービス・地域密着型サービス等を適切に利用できるように、利用者を支援します。

介護予防支援は、在宅の要支援となったかたに合った介護サービス計画を地域包括支援センターの介護支援専門員や保健師などが作成し、介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス等を適切に利用できるように、利用者を支援します。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	人/月	2,424	2,390	2,337
介護予防支援	人/月	611	629	646

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	人/月	2,373	2,400	2,409
介護予防支援	人/月	648	648	648

3. 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な生活圏域で提供されるサービスです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・ 要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、一日複数回短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。また、介護予防サービスはありません。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	1

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	1

(2) 夜間対応型訪問介護

- ・ 夜間、安心して在宅生活を送れるよう、夜間の定期的な巡回訪問や通報システムによる通報を受けて、訪問介護員（ホームヘルパー）などが家庭で必要な生活援助を行うサービスです。また、介護予防サービスはありません。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0

※市内サービス提供事業所の開設が未定のため、利用見込みはありません。

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- ・ 在宅の認知症のある方が通所介護事業所に通い、食事・入浴・排せつなどの介護や日常生活のための機能訓練などを行うサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	回/月	731.4	595.3	374.6
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	回/月	395.2	395.2	395.2
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・ 介護が必要となったかたの環境や心身の状態に応じて、入浴や食事その他の日常生活に必要なお世話を行う通所（デイサービス）を中心に、訪問や泊りのサービスを組み合わせ、自立した在宅生活を営むことができるよう多機能なサービスを提供します。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	54	51	49
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	4	6	8

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	50	50	50
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	8	8	8

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・ 認知症のかたが、9人程度で住居（グループホーム）において共同生活を営みながら、食事・入浴・排せつ等の介護や支援のほか、日常生活のための機能訓練を行うサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	264	261	256
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	2	1

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	258	260	260
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	1	1

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・ 地域密着型の特定施設（有料老人ホーム等）に入居している介護の必要なかたへ食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活のための機能訓練などを行うサービスで、利用者の療養生活の質の向上を図ります。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	24	25	0

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0

※市内サービス提供事業所の開設が未定のため、利用見込みはありません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

- ・ 地域密着型の特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）に入所しているかたに、食事・入浴・排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人/月	26	29	30

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人/月	30	30	30

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

- ・ 1つの事業所が、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ提供するサービスで、利用者の医療ニーズなどに対応し、柔軟に提供するサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	1

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	14	14	28

(9) 地域密着型通所介護

- ・ 介護の必要な方が自宅から介護事業所（デイサービスセンター）に通い、食事・入浴・排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	回/月	1,483.3	1,335.0	1,467.9

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	回/月	1,456.2	1,456.2	1,467.2

4. 施設サービス

施設サービスは、要介護状態が重度化し居宅における生活が困難な場合、介護を受けながら安心して生活を送ることができるよう、介護もしくは治療が中心になるのかによって入所する施設を4種類から選択し、サービスの提供を受けます。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・ 寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかが入所します。食事・入浴・排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人/月	606	604	597

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	人/月	597	600	600

(2) 介護老人保健施設

- ・ 病状が安定し、自宅に戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な要介護のかたが入所します。医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	人/月	302	274	279

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	人/月	279	279	279

(3) 介護療養型医療施設

- ・ 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする人に対し、医療機関の病床において、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設	人/月	1	1	0

※介護医療院への転換の経過措置期間が令和6年3月末となります。(実績のみ)。

(4) 介護医療院

- ・ 長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができる施設です。

【サービス利用量の状況】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	人/月	127	157	173

【サービス利用量の見込み】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院	人/月	173	173	173

5. 介護保険施設等整備計画

介護が必要な高齢者も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、中長期的な視点に立って人口動態や介護ニーズを適切に捉え、計画期間中であっても必要に応じて介護サービス施設の整備に努めます。

- 介護老人福祉施設の待機者を解消するため、施設に併設の短期入所生活介護事業所の床数 10 床を空床利用も可能な介護老人福祉施設へ転換することにより定員 10 人増を計画します。
- 地域密着型サービス施設
医療依存度の高い方や、看取り・病状不安定期における在宅生活の継続を支援する看護小規模多機能型居宅介護（登録 29 人）の整備を計画します。

介護保険施設等整備計画

区 分		第 8 期	第 9 期 計画		
		令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
介護老人福祉施設 (転換)	定員 (人)	590	590	600	600
	事業所数 (事業所)	8	8	8	8
看護小規模多機能型 居宅介護	登録定員 (人)	29	29	29	58
	事業所数 (事業所)	1	1	1	2

6. 保険給付費の見込み

第9期の計画期間における各サービスの利用見込みに基づき算出した保険給付費の見込みは、次のとおりです。

(1) 介護給付費

(単位：千円)

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1) 居宅サービス	3,767,648	3,822,411	3,842,618
① 訪問介護	935,109	947,679	952,469
② 訪問入浴介護	76,092	77,910	78,835
③ 訪問看護	131,278	132,869	132,869
④ 訪問リハビリテーション	7,158	7,167	7,167
⑤ 居宅療養管理指導	12,970	13,159	13,230
⑥ 通所介護	828,823	838,827	842,179
⑦ 通所リハビリテーション	178,258	179,416	179,416
⑧ 短期入所生活介護	1,070,186	1,087,330	1,097,091
⑨ 短期入所療養介護	23,653	23,683	23,683
⑩ 特定施設入居者生活介護	296,992	304,819	304,819
⑪ 福祉用具貸与	199,395	201,818	203,126
⑫ 特定福祉用具購入	7,734	7,734	7,734
(2) 地域密着型サービス	1,318,940	1,327,193	1,371,901
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,879	1,881	1,881
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	49,792	49,855	49,855
④ 小規模多機能型居宅介護	135,309	135,480	135,480
⑤ 認知症対応型共同生活介護	821,922	829,547	829,547
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設	107,384	107,520	107,520
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	42,994	43,048	86,097
⑨ 地域密着型通所介護	159,660	159,862	161,521
(3) 住宅改修	8,774	8,774	8,774
(4) 居宅介護支援	475,842	482,095	484,174
(5) 介護保険施設サービス	3,623,722	3,628,309	3,628,309
① 介護老人福祉施設	1,955,934	1,958,410	1,958,410
② 介護老人保健施設	950,961	952,164	952,164
③ 介護医療院	716,827	717,735	717,735
介護給付費計 (小計) (I)	9,194,926	9,268,782	9,335,776

(2) 介護予防給付費

(単位：千円)

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1) 介護予防サービス	97,667	97,809	97,809
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0
② 介護予防訪問看護	16,996	17,018	17,018
③ 介護予防訪問リハビリテーション	855	856	856
④ 介護予防居宅療養管理指導	1,072	1,074	1,074
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	27,202	27,237	27,237
⑥ 介護予防短期入所生活介護	4,386	4,391	4,391
⑦ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	7,169	7,178	7,178
⑨ 介護予防福祉用具貸与	36,914	36,982	36,982
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	3,073	3,073	3,073
(2) 地域密着型介護予防サービス	9,449	9,461	9,461
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	6,385	6,393	6,393
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	3,064	3,068	3,068
(3) 住宅改修	4,862	4,862	4,862
(4) 介護予防支援	35,350	35,394	35,394
介護予防給付費計(小計)(Ⅱ)	147,328	147,526	147,526
総給付費(合計)(Ⅰ)+(Ⅱ)	9,342,254	9,416,308	9,483,302
第9期計画の合計	28,241,864		

第4章 地域支援事業

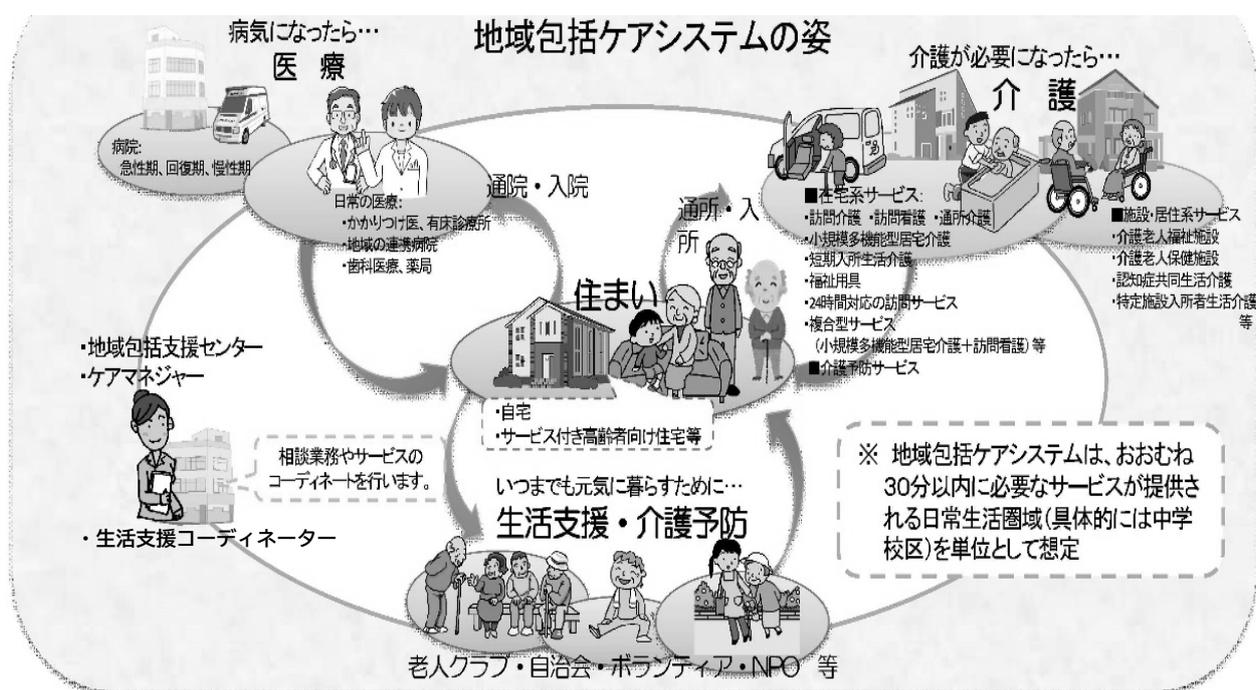
第4章 地域支援事業

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

第9期計画期間中においては、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えます。今後、生産年齢人口の急激な減少に伴い介護サービスを支える介護人材の不足も想定されるなかで、団塊ジュニア世代全てが65歳以上の高齢者となる令和22（2040）年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、個人の尊厳の保持と自立生活の支援が重要になります。

そのためには、「医療」「介護」「住まい」「生活支援・介護予防」が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

本市では地域住民、ボランティア団体等や、関係機関とのネットワークを強化しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。



2. 地域支援事業の概要

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の社会参加、介護予防に向けた取り組み、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症のかたの支援の仕組み等を一体的に推進しながら高齢者を支えていく体制を構

築するために実施しているのが「地域支援事業」です。高齢者が介護や支援が必要な状態になることを予防するとともに、介護や支援が必要となった場合でも可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援してまいります。

表 地域支援事業の構成

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業
	包括的支援事業
	任意事業

地域支援事業は、上の表のように大きく3つの事業で構成されます。

第9期介護保険事業計画期間中は、次の点に力を入れてまいります。

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業では、介護予防・通いの場づくり事業や地域共生の居場所（地域の茶の間）支援事業により、引きこもりの防止やフレイル予防に努めます。短期集中通所型サービスC事業との連携など、より効果的な事業の展開を図ります。
- ・ 包括的支援事業においては、地域包括支援センターの機能強化や在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進に取り組めます。

また、医療保険による保健事業と地域支援事業による介護予防が連携した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を継続し、高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握し、保健師や管理栄養士といった専門職が高齢者の心身の多様な課題にきめ細かな支援を行います。

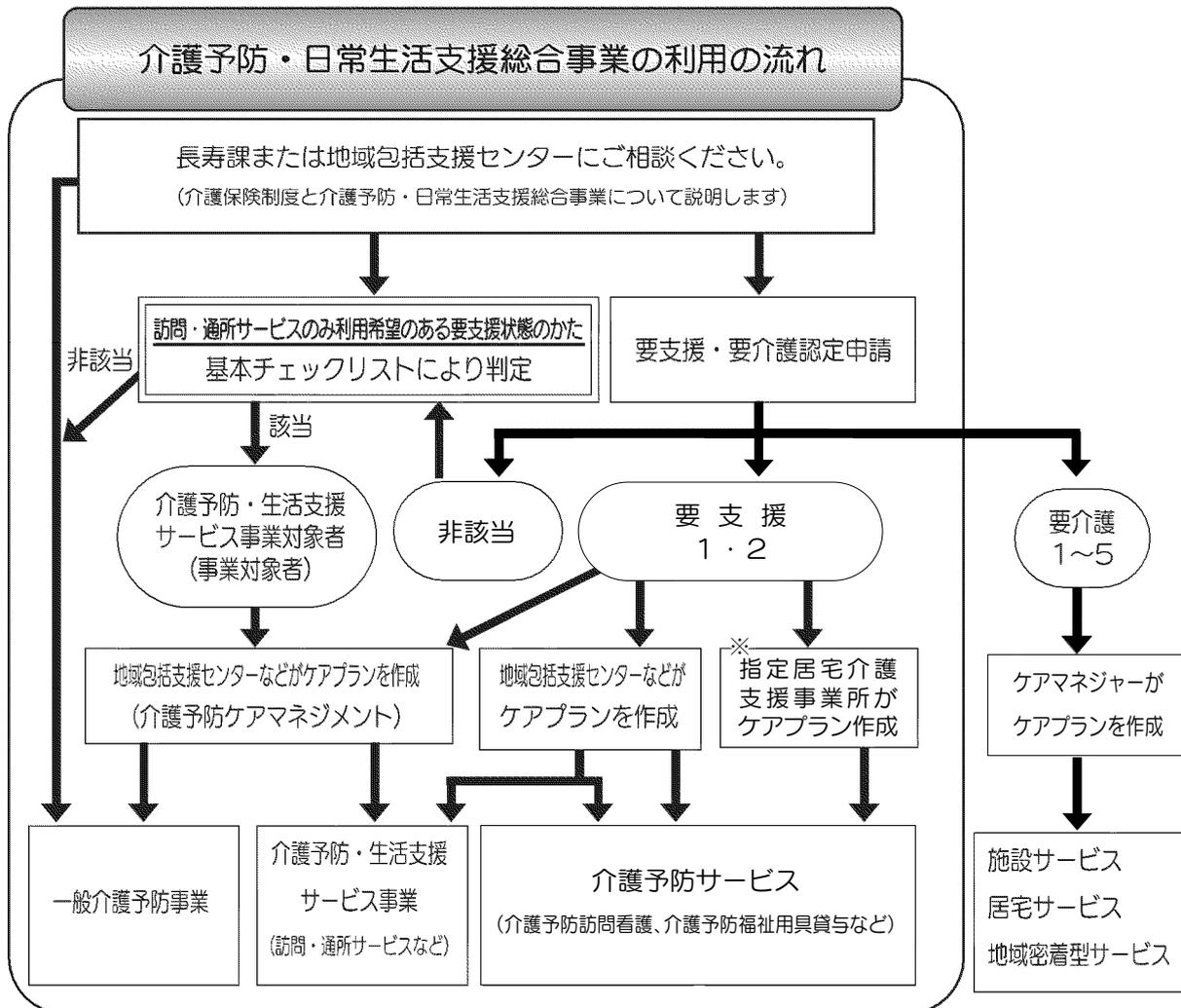
さらに、スポーツを通じて心身の健康や生きがいがいづくりによる介護予防を推進するとともに、自立支援・重度化防止等のため「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」の評価指標を踏まえたPDCAサイクルに基づき着実に事業を進め、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等のかたに対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とするもので、本市では平成29年度から現在の総合事業に移行しております。本市の実情に合った介護予防・日常生活支援総合事業を実施してまいります。

表 介護予防・日常生活支援総合事業

区 分		内 容
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	訪問型サービス
	通所型サービス	通所型サービス
介護予防ケアマネジメント事業		介護予防ケアマネジメント事業
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	健康相談事業
		生きがい健康づくり支援事業
		認知症予防教室開催事業
	地域介護予防活動支援事業	食生活改善事業
		介護予防・通いの場づくり事業
		地域共生の居場所（地域の茶の間）支援事業
		シニアいきいきポイント事業
その他		審査支払手数料



※市の指定を受けた居宅介護支援事業所のみ

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者と総合事業対象者の多様なニーズに対応するため、訪問型サービスと通所型サービスを実施します。

生活支援コーディネーターや協議体で把握された地域のニーズや資源等の実情を踏まえ、更に必要なサービスを確保します。訪問型サービス等については、生活支援整備事業を十分活用し、ボランティアや地縁組織等の活動を支援しながら、必要に応じた担い手を確保するとともに、多様な主体による多様なサービスの提供体制の確立に努めます。

① 訪問型サービス

ア 介護予防訪問介護相当サービス

市の指定事業者が、訪問介護員による生活援助等を提供します。

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	5,388回	5,186回	4,974回

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	5,400回	5,400回	5,400回

イ 訪問型サービスB（住民主体による支援）

高齢者の日常生活を支援するために、地域で活動する住民主体の自主活動として行う、買い物代行等の生活援助等のサービスを提供する団体等に補助を行います。

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数	0団体	1団体	1団体

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施団体数	2団体	3団体	4団体

ウ 訪問型サービスD（移動支援）

高齢者の日常生活を支援するために、地域で活動する住民主体の自主活動として行う、通院等の送迎前後の付き添い支援サービスを提供する団体等に補助を行います。

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数	1団体	1団体	1団体

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施団体数	2団体	3団体	4団体

エ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

介護予防訪問介護相当サービスの指定基準を緩和し、市の指定事業者が行うサービスです。第9期中の実施を目指します。

② 通所型サービス

ア 介護予防通所介護相当サービス

市の指定事業者が、生活機能向上のための機能訓練等のサービスを提供します。

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	7,485回	7,234回	6,880回

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	7,900回	7,900回	7,900回

イ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

要支援1・2または事業対象者を対象にした、短期集中予防サービスです。

高齢者自身の日常生活動作の能力を高め、本人の介護予防の実践に結びつけていくため、運動器の機能向上のプログラムを実施します。

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	12回	0回	48回

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	84回	84回	84回

ウ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

介護予防通所介護相当サービスの指定基準を緩和し、市の指定事業者が行うサービスです。第9期中の実施を目指します。

エ 通所型サービスB（住民主体による支援）

地域で活動する住民主体の自主活動として行う体操や運動等の活動などのサービスを提供する通いの場を運営する団体へ補助を行うものです。

（2）介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2または事業対象者で、介護予防及び日常生活支援を目的として、総合事業に位置付けられるサービスだけを利用するかたに対して、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じ、対象者自らの選択に基づきケアプランを作成し、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供され事業が効率的に実施されるよう援助します。

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	7,531人	7,405人	6,899人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	8,100人	8,100人	8,100人

（3）一般介護予防事業

すべての高齢者を対象に、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

① 介護予防普及啓発事業

高齢者を対象に、健康教育・健康相談等の取り組みを通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域において自発的な介護予防に結びつくよう支援を行います。

ア 健康相談事業（健康課）

健康に関する不安の解消、健康の保持増進を図り、介護予防につなげるため、地域での個別健康相談を行います。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
講演会	開催回数	17回	15回	23回
	延べ参加人数	353人	288人	320人
相談会	開催回数	7回	8回	10回
	延べ参加人数	51人	65人	60人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
講演会	開催回数	25回	25回	25回
	延べ参加人数	400人	400人	400人
相談会	開催回数	5回	5回	5回
	延べ参加人数	40人	40人	40人

イ 生きがい健康づくり支援事業

地域の公民館や町内会館等を利用し、「教育講座」「健康教室」「軽運動教室」「趣味活動教室」「レクリエーション」等、地域におけるさまざまな社会資源を活用し、高齢者の社会的孤立感の解消及び要介護状態への進行の予防を図り、生きがいと社会参加を促進します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	995回	1,085回	1,210回
延べ参加人数	9,120人	10,221人	11,263人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	1,200回	1,200回	1,200回
延べ参加人数	12,000人	12,000人	12,000人

ウ 認知症予防教室開催事業

認知症に対する正しい理解と普及啓発、認知症予防に関する周知を図ることを目的に認知症予防介護教室を開催します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	21回	21回	44回
参加者数	263人	231人	513人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	50回	50回	50回
参加者数	700人	700人	700人

② 地域介護予防活動支援事業

地域で行う介護予防活動に高齢者が自ら参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、食生活改善推進員（ヘルスマイト）が主体となって活動する組織の育成及び支援、地域住民が主体となって行う介護予防を目的とする通いの場づくり活動への支援、地域づくりの拠点となる地域の居場所（地域の茶の間）の運営活動への支援、高齢者のボランティア活動による社会参加を促進するシニアいきいきポイント事業を行います。

ア 食生活改善事業（健康課）

生活習慣病や介護予防のため、正しい食生活の普及を行うことを目的に、ヘルスマイトを育成し、そのヘルスマイトが高齢者やその家族に対して伝達講習や調理教室を行います。

【実施状況】

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ヘルスマイト 講習会	開催回数	8回	10回	10回
	参加者数	105人	142人	114人
ヘルスマイト 伝達講習	開催回数	5回	4回	6回
	参加者数	65人	46人	80人

【年次計画（目標値）】

区	分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヘルスマイト 講習会	開催回数	7回	7回	7回
	参加者数	120人	120人	120人
ヘルスマイト 伝達講習	開催回数	6回	6回	6回
	参加者数	90人	90人	90人

イ 介護予防・通いの場づくり事業

高齢者が住み慣れた場所で健康で自立した生活が送れるよう、高齢者自らが介護予防の意識を高め健康保持を図るための効果的な活動や、生きがいを推進する住民団体等の活動や運営を支援します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	26 団体	25 団体	25 団体
延べ参加人数	7,652 人	7,578 人	8,498 人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	30 団体	50 団体	70 団体
延べ参加人数	9,000 人	15,000 人	21,000 人

ウ 地域共生の居場所（地域の茶の間）支援事業

住民同士が支え合う地域づくりを推進するため、地域の集会所や空き家等を活用して地域共生の居場所（地域の茶の間）の設置を支援し、子供から高齢者、障がいのあるかたの誰もが気軽に集う住民主体の活動や運営を支援します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	3 団体	4 団体	3 団体
延べ参加人数	1,194 人	1,684 人	1,300 人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	4 団体	5 団体	6 団体
延べ参加人数	1,700 人	2,100 人	2,500 人

エ シニアいきいきポイント事業

高齢者が要介護状態となることを予防する事業として、高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励し、ボランティア活動を通じて自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会づくりを支援します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入事業所数	69 団体	68 団体	63 団体
登録者数	45 人	39 人	43 人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受入事業所数	70 団体	80 団体	90 団体
登録者数	70 人	80 人	90 人



4. 包括的支援事業

包括的支援事業は、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメントなどで構成され、日常生活圏域ごとに設置されている地域包括支援センターへ業務を委託し、行っています。

表 包括的支援事業

区 分		事 業 名
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営事業
		総合相談支援事業
		権利擁護事業
		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
	社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業
		生活支援体制整備事業 (第1層・第2層協議体設置事業、 地域支え合い活動支援事業)
		認知症総合支援事業
		地域ケア会議推進事業

(1) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、地域において包括的支援事業を一体的に実施する役割を担う中核機関として、市内に7か所設置しています。第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満の区域ごとに設置し、各地域包括支援センターでは保健師(看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職種が、それぞれの知識や技能を活かしながらチームで活動し、包括的支援事業を行っています。

【設置状況】

地域包括支援センター名	生活圏域	所在地
大館市地域包括支援センター かつら	大館(第一中学区)、 下川沿地区	大館市字三ノ丸103-4 (大館市総合福祉センター内)
大館市地域包括支援センター 水交苑	大館(東中学区)、 長木地区	大館市字下綱123 (ケアハウス樹海の里内)

大館市地域包括支援センター 神山荘	釈迦内、花岡、矢立 地区	大館市花岡字姥沢 34-1 (花岡コミュニティさろん内)
大館市地域包括支援センター おおたき	上川沿、十二所地区	大館市十二所字大水口 4-5 (特別養護老人ホームつくし苑併設)
大館市地域包括支援センター 大館南	真中、二井田地区	大館市下川原字向野 17-1 (特別養護老人大館南ガーデン内)
大館市地域包括支援センター ひない	比内地域全域	大館市比内町扇田字上扇田 49-1 (いきいきシルバーサポートひない内)
大館市地域包括支援センター 長慶荘	田代地域全域	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱 16 (大館市田代いきいきふれあいセンター内)

ア 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を維持していくことができるよう地域における関係者とのネットワークを構築・強化するとともに、高齢者の心身の状況、生活環境、必要な支援等を幅広く把握し、各種相談を受け付け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用に結びつけていくなどの支援を行います。

イ 権利擁護業務

自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある高齢者に対し、成年後見制度の活用促進、虐待や人権侵害が明らかになった場合の老人福祉施設等の入所措置、及び消費者被害に対する情報提供など、高齢者に対する権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。

高齢者虐待の防止とその対応、また、虐待者となりうる養護者への支援について、大館市高齢者虐待対応マニュアル（令和6年4月1日改正）に添って、地域包括支援センター、関係事業者等と緊密な連携を図り、適切かつ効果的に対応していきます。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携や在宅と施設の連携、また、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、ボランティア活動などさまざまな社会資源を活用できるよう連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケアマネジメントを実施します。

- ◆介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定し、日常的な業務の円滑な実施を支援します。
- ◆介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など多職種連携について、その整備を検討していきます。
- ◆様々な専門職種が、公的サービスや他の社会資源を積極的に活用しながら、高齢者個人の課題分析と在宅生活の支援に向けた個別ケースの検討を行うため、「地域ケア会議」を行います。

【相談業務の状況】

(延べ件数)

相談内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険・予防事業に関すること	23,107	21,502	22,456
総合事業に関すること	6,926	7,455	6,773
施設入所に関すること	718	730	675
虐待の対応に関すること	83	111	249
成年後見制度に関すること	12	22	33
消費者被害に関すること	52	1	13
医療・健康に関すること	3,498	2,854	3,195
その他 (生活相談・在宅福祉・家庭内トラブル等)	3,104	3,543	3,046
合計	37,500	36,218	36,440

【年次計画(目標値)】

(延べ件数)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	37,000	38,000	39,000

【介護予防プラン（介護予防ケアマネジメント）作成状況】 （延べ件数）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防プラン作成件数 （介護予防ケアマネジメント）	7,531 件	7,405 件	6,899 件

※ 3. 介護予防・日常生活支援総合事業(2)介護予防ケアマネジメント事業を再掲

【年次計画（目標値）】 （延べ件数）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防プラン作成件数 （介護予防ケアマネジメント）	8,100 件	8,100 件	8,100 件

※ 3. 介護予防・日常生活支援総合事業(2)介護予防ケアマネジメント事業を再掲

（2）地域包括支援センターの機能強化

市は、地域包括支援センターの責任主体として、適切な運営を行うための基本指針・運営指針の策定や体制整備などの必要な支援について、地域包括支援センター運営協議会において協議・検討し、地域包括支援センターの運営全般に対し積極的に関与するとともに地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すために、その機能強化を図ります。

- ◆地域の実情とさまざまな社会資源を活用した地域ケア体制の整備を図る上で、地域包括支援センターはその中心機関となることから、高齢者が地域で安心して生活を続けるために、保健・医療・福祉・介護サービスが適切に提供できるよう、関係機関とのネットワーク強化を図り、包括的・継続的な支援を行います。

（3）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能な限り続けられるよう、医療と介護の連携を強化し、また、多職種連携により在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を整備します。

- ◆地域の医療・介護の資源の把握を行います。
- ◆在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行います。
- ◆在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進します。
- ◆医療・介護関係者の情報共有を支援します。
- ◆在宅医療・介護連携に関する相談支援を行います。

- ◆医療・介護関係者の連携を推進するため、多職種でのグループワーク等の研修を行います。
- ◆地域住民へ在宅医療・介護連携の理解を促進するための普及啓発を図ります。
- ◆在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携を図ります。

(4) 生活支援体制整備事業

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、生活支援コーディネーター（支え合い推進員）と住民主体の協議体（支え合い推進会議）を設置し、地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。また、介護予防活動や生活支援等の住民参加型サービスの担い手を養成し、その活動基盤となる地域の住民活動を支援します。

- ◆地域における課題（不足するサービス等）を把握し、サービスの担い手を養成し、地域住民主体による生活支援等サービスの構築を支援していきます。
- ◆市全域の課題を担う第1層協議体と日常生活圏域での課題等を担う第2層協議体が、定期的な情報共有の協議を開催して、それぞれの生活支援コーディネーターを介して互いに補完し、協議体の強化を図っていきます。
- ◆地域で支援が必要なかたに身近でお手伝いをすることができる人材の養成を目的に「大館市さわやかサポーター」養成研修を実施し、介護予防活動や高齢者への生活支援サービスの担い手を養成します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体数	第1層 1ヶ所 第2層 7ヶ所	第1層 1ヶ所 第2層 7ヶ所	第1層 1ヶ所 第2層 7ヶ所
生活支援コーディネーター数	第1層 1人 第2層 7人	第1層 1人 第2層 7人	第1層 1人 第2層 7人
さわやかサポーター養成者数	50人	55人	57人

【年次計画（目標値）】

（延べ件数）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議体数	第1層 1ヶ所 第2層 7ヶ所	第1層 1ヶ所 第2層 7ヶ所	第1層 1ヶ所 第2層 7ヶ所
生活支援コーディネーター数	第1層 1人 第2層 7人	第1層 1人 第2層 7人	第1層 1人 第2層 7人
さわやかサポーター養成者数	60人	70人	80人

（5）認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症のかたやその疑いのあるかたに対して、総合的な支援を行います。

ア 認知症初期集中支援事業

認知症のかたや家族に対して、短期間で集中的に支援を行い、適切な医療・介護サービスにつなげる「認知症初期集中支援チーム」の体制を整備し、早期診断・早期対応を推進します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援対象者数	3人	2人	2人

【年次計画（目標値）】

（延べ件数）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援対象者数	10人	10人	10人

イ 認知症地域支援推進員の設置

認知症の進行に応じて、必要な医療、介護サービス等を効果的に提供できるよう、市や地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し相談支援を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築と認知症ケアの向上を推進します。

【設置状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
推進員数	11人	11人	12人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
推進員数	19人	19人	19人

ウ 認知症カフェ

認知症のかたやその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など、誰でも気軽に集える場所として「認知症カフェ」を開催し、認知症のかたを支えるつながりを支援します。

【設置状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ	6か所	6か所	6か所

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ	8か所	10か所	10か所

（6）地域ケア会議推進事業

市は、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門職種、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体で構成する「地域ケア推進会議」を開催し、地域包括支援センター主催の「地域ケア個別会議」「地域ケア会議」で共有された地域の課題の解決のため、地域包括支援センターと緊密に連携し、地域づくりや政策形成、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進する体制を整えてまいります。

また、「地域ケア個別会議」で挙げられた個別課題の解決のため、「地域ケア個別会議活動支援アドバイザー」を派遣し、多職種連携によるチーム連携に取り組んでおります。

【開催状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア個別会議	18回	32回 (アドバイザー3件)	36回 (アドバイザー3件)
地域ケア会議	12回	12回	13回
地域ケア推進会議	1回	1回	1回

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議	40回 (アドバイザー7件)	45回 (アドバイザー7件)	50回 (アドバイザー7件)
地域ケア会議	20回	20回	20回
地域ケア推進会議	1回	1回	1回

5. 任意事業

家族介護支援事業など、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、さまざまな事業を実施します。

表 任意事業

区 分		事 業 名
任意事業	家族介護支援事業	家族介護教室開催事業
		認知症高齢者見守り事業
		家族介護継続支援事業 (介護用品券支給事業)
	その他事業	成年後見制度利用支援事業
		住宅改修支援事業
		認知症サポーター等養成事業
		地域自立生活支援事業 (高齢者等配食サービス事業)

(1) 家族介護支援事業

介護方法の指導、その他の要介護被保険者を現に介護する家族等に対する支援のための必要な事業を実施します。

① 家族介護教室開催事業

高齢者を介護している家族等を対象に適切な介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識・技術を習得するための家族介護者教室を開催します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	28回	33回	35回
参加者数	370人	325人	344人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	35回	35回	35回
参加者数	380人	380人	380人

② 認知症高齢者見守り事業

認知症に関する講演会を開催し、市民へ認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者が地域において安心・安全に生活できるよう、徘徊行動があった場合の早期発見可能な仕組みづくりや見守り体制を整備します。

ア 徘徊高齢者等見守りシール交付事業

認知症等により徘徊行動がみられる高齢者等を早期にかつ安全に保護するためのシステム（※）の利用により、本人及びその家族の精神的負担の軽減を図ります。

（※携帯電話等で読取可能な二次元バーコードシールを徘徊高齢者の衣類等に貼り付け、発見した第三者と、事前に登録した家族等の連絡先とが二次元バーコードを通じて通信するシステム）

【交付状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数（累計）	44件	51件	53件

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付件数（累計）	58件	63件	68件

イ はちくんパトロール隊事業

認知症で道迷いや行方不明になる高齢者が増加しているため、地域全体が気軽に参加できる見守り活動として、市内在住の愛犬家が、はちくんパトロール隊に登録し、日常の散歩の時間に地域の見守りを意識して活動する体制を拡大してまいります。

【登録状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（累計）	53人	55人	49人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数（累計）	60人	65人	70人

③ 家族介護継続支援事業（介護用品券支給事業）

寝たきり高齢者等の介護を要する家族の経済的負担の軽減を図るため、介護用品支給券を交付し、在宅介護を支援します。

- ◆対象者：要介護4及び5の認定を受けた要介護者を有する市民税非課税世帯
- ◆支給券：5,000円／月
- ◆介護用品：紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	59人	65人	66人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付者数	70人	70人	70人

(2) その他事業

被保険者の地域における自立した日常生活支援のため必要な事業を実施します。

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見の利用が必要にも関わらず、身寄りがなく申し立てを行う親族がない場合でも成年後見制度の利用が可能です。その際の申し立てや成年後見人等の報酬などの費用を助成し、手続きを支援します。

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立件数	2件	3件	3件
助成件数	1件	1件	2件

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申立件数	3件	3件	5件
助成件数	5件	6件	7件

② 住宅改修支援事業

介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給対象となる住宅改修費について、介護支援専門員などが支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した場合、作成者に手数料を支払い、住宅改修の利用と促進を図ります。

◆手数料：2,000円／1件

③ 認知症サポーター等養成事業

ア 認知症サポーター養成事業

認知症キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の開催を支援します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	19回	17回	27回
養成者数	458人	330人	524人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	25回	30回	35回
養成者数	600人	700人	800人

イ 認知症あんしんサポート事業所認定事業

認知症のかたが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、見守りなどにより支え合う地域づくりを目指し、認知症に対する正しい知識をもち、認知症のかた及びその家族を温かく見守る事業所などを「認知症あんしんサポート事業所」として認定します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定事業所数（累積）	10事業所	10事業所	10事業所

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定事業所数（累積）	20事業所	30事業所	40事業所

④ 地域自立生活支援事業（高齢者等配食サービス事業）

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、心身の障害や傷病等の理由により調理が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事（夕食）を配達し、栄養改善、介護予防及び在宅生活の自立支援を図ります。また、同時に安否確認を行い、利用者の体調や生活状況に異変があった場合には、関係機関への連絡を行います。

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (利用回数)	166人 (34,799回)	171人 (36,807回)	188人 (38,618回)
配食事業者数	5業者	6業者	6業者

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (利用回数)	200人 (42,000回)	200人 (42,000回)	200人 (42,000回)
配食事業者数	6業者	6業者	6業者

6. 地域支援事業の見込み

(1) 地域支援事業にかかる費用の見込み

なお一層の介護予防に取り組むため、第9期の地域支援事業費は、第8期の実績額を上回る事業費を見込む一方、期間中の伸びをほぼ横ばいとし、急激な費用の上昇を抑えています。

表 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

第9期事業計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	559,909	565,508	570,248
介護予防・日常生活支援 総合事業	392,768	398,180	401,911
介護予防・ 生活支援サービス費	322,609	326,624	329,403
介護予防ケアマネジ メント費	32,800	32,800	32,800
一般介護予防事業費	35,559	36,954	37,904
審査支払手数料	1,800	1,802	1,804
包括的支援事業 任意事業	167,141	167,328	168,337
包括的支援事業	117,950	117,950	117,950
(社会保障充実分)	33,570	33,757	33,944
任意事業	15,621	15,621	16,443

第9期地域支援事業費の合計額

1,695,665千円

第 5 章 高齡者福祉事業

第5章 高齢者福祉事業

高齢者が健康で生きがいを持った生活が送れるよう、見守り・支え合いの地域づくり、地域における生きがいづくりなどを支援するため、地域支援事業やその他の福祉事業と相互に補完し合う、さまざまな高齢者福祉事業を実施します。

1. 高齢者の状況

【年度別状況】

(住民基本台帳・高齢者在宅実態調査 各年7月1日現在)

年	65歳 ～ 74歳 (人)	75歳 ～ 84歳 (人)	85歳 以上 (人)	合 計 (人)	高 齢 化 率 (%)	大 館 市 人 口 (人)	一 人 暮 ら し 世 帯	高 齢 者 の み の 世 帯	高 齢 者 世 帯 (計)
平成 26 年	11,590	10,300	4,394	26,284	34.1	77,067	3,551	3,912	7,463
27 年	11,968	10,181	4,608	26,757	35.2	76,020	3,567	4,058	7,625
28 年	12,087	10,051	4,968	27,106	36.1	75,044	3,651	4,129	7,780
29 年	12,163	10,023	5,147	27,333	36.9	74,047	3,743	4,331	8,074
30 年	12,241	9,884	5,413	27,538	37.7	72,975	3,820	4,541	8,361
令和元年	12,264	9,794	5,578	27,636	38.4	71,931	3,937	4,555	8,492
2 年	12,377	9,480	5,728	27,585	38.9	70,849	3,987	4,790	8,777
3 年	12,526	8,887	5,982	27,395	39.2	69,833	3,666	4,485	8,151
4 年	12,174	8,950	6,085	27,209	39.6	68,666	4,393	4,746	9,139
5 年	11,794	9,050	6,161	27,005	40.1	67,393	4,542	4,638	9,180

本市の人口は、平成26年と比較して約9,700人減少している一方で、高齢者世帯は年々増え続けています。

【地区ごとの状況（施設入所者を除く）】

（住民基本台帳・高齢者在宅実態調査 令和5年7月1日現在）

地区名	地区人口（人）			65歳以上の人口（人）			高齢化率（%）	65歳以上の一人暮らしの世帯（世帯数）	65歳以上の高齢者のみの世帯（世帯数）
	男	女	合計	男	女	合計			
大館	12,849	14,415	27,264	3,532	5,470	9,002	32.87	1,964	1,702
釈迦内	2,836	3,249	6,085	1,076	1,479	2,555	40.72	471	437
長木	1,766	1,913	3,679	653	875	1,528	40.53	270	257
上川沿	1,070	1,172	2,242	421	572	993	43.05	116	185
下川沿	2,123	2,329	4,452	724	978	1,702	37.56	273	304
真中	505	581	1,086	199	298	497	43.74	54	85
二井田	895	924	1,819	342	448	790	40.37	87	128
十二所	1,209	1,333	2,542	545	739	1,284	47.94	176	218
花岡	969	1,093	2,062	428	584	1,012	47.00	159	192
矢立	665	675	1,340	290	365	655	46.92	118	92
比内	4,071	4,354	8,425	1,593	2,018	3,611	42.86	497	605
田代	2,556	2,775	5,331	1,036	1,424	2,460	44.58	357	433
合計	31,514	34,813	66,327	10,839	15,250	26,089	39.33	4,542	4,638

【施設入所者を含む総数】

（住民基本台帳 令和5年7月1日現在）

	地区人口（人）			65歳以上の人口（人）			高齢化率（%）
	男	女	合計	男	女	合計	
大館市	31,843	35,550	67,393	11,075	15,930	27,005	40.07

2. 在宅・見守り支援事業

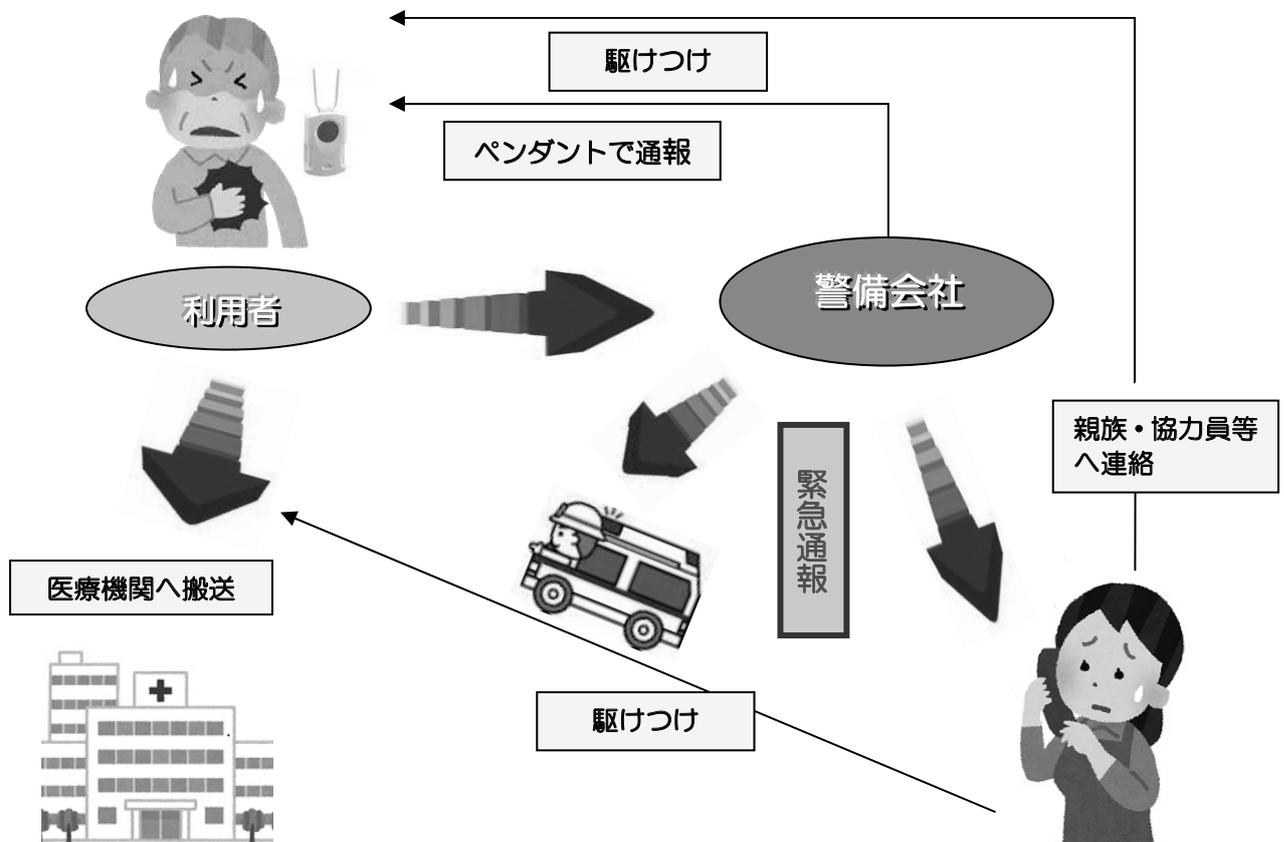
(1) 緊急通報装置・ふれあい安心電話貸与事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して専用通報機器（緊急通報装置）を貸与し、急病等緊急時において外部へ連絡し必要な支援を行う連絡体制を確保し高齢者の不安解消を図るとともに見守り体制を強化します。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は、今後も増加することが予想され、緊急時の連絡体制をより強化していく必要があるため、対象者に対する周知を図り不安解消に努めていきます。

- ◆対象者：ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯等の市民税非課税世帯
- ◆利用料：大館・比内地域 400 円／月 田代地域 300 円／月
- ◆事業の名称：大館・比内地域 緊急通報装置貸与事業
田代地域 ふれあい安心電話貸与事業

《イメージ図》



【利用状況（延べ台数）】

地 域		令和3年度	令和4年度	令和5年度
大館地域	緊急通報装置	96台	108台	79台
比内地域		5台	8台	7台
田代地域	ふれあい安心電話	24台	19台	18台
計		173台	135台	104台

※比内地域は、平成30年度まで「ふれあい安心電話」

【年次計画（目標値：実台数）】

地 域		令和6年度	令和7年度	令和8年度
大館地域	緊急通報装置	66台	66台	66台
比内地域		5台	5台	5台
田代地域	ふれあい安心電話	13台	13台	13台
計		84台	84台	84台

（2）生活管理指導員派遣事業

基本的な生活習慣の欠如や周囲とのコミュニケーションへの支障があるなど、社会適応が困難な高齢者に対して、家事などの日常生活や良好な対人関係を築くための支援や指導を行う訪問指導員を派遣し、社会的孤立感の解消と自立生活の助長を図ります。

支援を要する高齢者の把握に努め、地区民生委員や地域包括支援センターなどと情報を共有し、閉じこもりにならないよう支援に努めます。

◆対 象 者：おおむね65歳以上の自立と判定されたかた

◆利 用 料：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表に定める単位に、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成12年更生省告示第22号）を乗じた額の1割。

生活保護受給者は無料。

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	0人	0人
延利用時間	81時間	0時間	0時間

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1人	1人	1人
延利用時間	20時間	20時間	20時間

(3) 生活管理指導短期宿泊事業

心身や生活環境上の問題などで一時的に養護を必要とする場合、短期間の宿泊による生活管理指導・支援を行うとともに心身の調整を図り、自宅での自立生活を回復させます。

緊急的に支援を要するかたに対し、短期入所施設の空きベッドを利用できるよう関係機関との調整を図り、その体制整備及び対応に努めます。

◆対象者：65歳以上の高齢者

◆内容：短期間の宿泊

◆利用料金：自立 380円/日 要支援1 680円/日 要支援2 790円/日 など

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（延べ）	3人（13人）	4人（10人）	5人（10人）
利用日数	94日	128日	100日

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（延べ）	10人（20人）	10人（20人）	10人（20人）
利用日数	200日	200日	200日

(4) 軽度生活援助事業

高齢者の在宅生活の継続を図るため、ひとり暮らしのかたや高齢者世帯のゴミ出し、除草や除雪など、一時的、短期的なサービスを提供し、自立生活の維持を支援します。

除雪については、事業者が市内全域をカバーできるだけの体制が整っていないことから待機者も多く、その解消のため新規事業者の募集等を行い、体制整備を検討します。

◆対象者：市民税非課税のひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯等

◆内容：ゴミ出し、除草、除雪等

(除雪：除雪範囲は玄関から公道に出るまでの通路確保)

◆利用料：100円/30分

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	131人	138人	102人
延利用回数	3,899単位	2,649単位	1,205単位

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	140人	140人	140人
延利用回数	3,156単位	3,156単位	3,156単位

（5）高齢者バス券交付事業

通院のために遠隔地から定期的にバスを利用する高齢者に対して、高額になるバス運賃の一部を助成し経済的負担の軽減を図り、在宅生活を支援します。

高齢化社会における公共交通の必要性は高く、継続して事業実施できるよう公共交通機関とも協議、連携して高齢者支援に努めます。

◆対象者：65歳以上の市民税非課税世帯で、片道400円以上のバスを利用して医療機関等に通院しているかた

◆バス券：5,000円分の回数券／年を交付

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	40人	35人	35人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	50人	50人	50人

（6）地域ふれあい除雪支援事業

冬期間、除雪困難な高齢者世帯などを地域住民が支援することにより、地域の支え合いを促進するとともに、高齢者の安心した在宅生活を支援します。

◆対象者：65歳以上の高齢者又は身障1級、2級のみで構成されている世帯など。

◆除雪範囲：間口（道路に面した出入口部分）など

◆事業内容：除雪車が公道を除雪した際の間口に残った雪を町内会が除雪する。

実施した町内会に対し、助成金を支給。（R5実績単価：7,000円/世帯）

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施町内数	118 町内	117 町内	119 町内
対象世帯	655 世帯	700 世帯	667 世帯

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施町内数	126 町内	126 町内	126 町内
対象世帯	749 世帯	749 世帯	749 世帯

（7）高齢者等雪下ろし支援事業

冬期間における安全確保と積雪による家屋の倒壊等の事故を未然に防止し、自立した生活の継続と、不安の解消を図るため、雪下ろし及び排雪に要する費用の一部を助成します。

- ◆対 象 者：市民税非課税で一戸建ての持ち家に居住している高齢者世帯
- ◆内 容：市内業者に委託した雪下ろし及び排雪に係る費用の2分の1を助成
(上限：3万円)

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	104 人	24 人	0 人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	47 人	47 人	47 人

（8）冬期生活支援事業

高齢者が長年住み慣れた地域社会での生活の継続を支援するため、冬期間のみ在宅生活が困難な場合に養護老人ホーム成章園に契約入所する場合は、費用の一部を助成します。

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	6 人	6 人	6 人

(9) 高齢者住宅整備資金貸付事業

高齢者の専用居室等を増改築又は改造することを必要とし、自力で整備を行うことが困難な親族へ、資金の一部を貸付けします。

高齢者の住宅環境の整備により家族関係の融和を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続を今後も支援するとともに、利用しやすい環境を整えます。

- ◆貸付限度額：150万円／1戸当たり
- ◆据置期間：2年以内
- ◆償還期間：据置期間経過後8年以内
- ◆償還方法：半年賦元利均等償還

3. **中・重度者在宅支援事業**

(1) 移送サービス事業

在宅高齢者の通院等について福祉タクシーの利用料金の全部又は一部を助成することで、経済的負担の軽減、日常生活の利便を図るとともに、在宅介護者を支援します。

市内全域の対象者の要望に応えるため、移送サービス事業者の拡充を図ります。

◆対象者：市民税非課税世帯で65歳以上の要介護4又は5の認定を受けている高齢者

◆助成額：移送時間（片道）30分以内 1,500円

30分超 2,000円

1時間以上 2,500円

※タクシー料金が1,500円未満の場合は実費

【利用状況】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	70人	71人	71人
利用件数	525件	521件	526件

【年次計画（目標値）】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	70人	70人	70人
利用件数	563件	563件	563件

(2) 訪問理美容サービス事業

寝たきり、心身の障害及び疾病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、理美容師の在宅訪問による理髪や美容のサービスを提供します。

介護者による高齢者の理髪等の介護軽減を図るとともに、高齢者の清潔感を保持し、快適な生活の支援を図ります。

- ◆対象者：市民税非課税の寝たきり等の高齢者
- ◆内容：理美容師の派遣費の助成（2,500円／回）

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	5人	6人	7人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	7人	7人	7人

(3) 車いす貸与事業

一時的に車いすが必要となったかたに対し、その日常生活の介護に役立てるため、車いすを貸与します。

- ◆対象者：大館市内に居住する概ね65歳以上のかた
- ◆貸与期間：原則として年度内の3か月以内
- ◆利用料：無料



4. 施設サービス

(1) 養護老人ホーム

65歳以上のかたであって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、老人福祉法第11条に基づく養護老人ホームに入所措置し、本人にとって最も適切な支援が総合的に受けられるよう支援します。措置に当たっては、その要否を適正に行うため、医師、保健所長、老人福祉施設長などで構成される大館市老人ホーム入所判定委員会の意見を聞き、総合的に判定します。

また、本人の事情を考慮し、管外市町村設置の養護老人ホームとも連携・調整を図りながら適切に措置入所を行います。

核家族化の進展やさまざまな経済環境の変化に伴い、養護老人ホームの果たす役割が重要になっていることから、現在の居室形態やそれに伴う必要な定員の確保等について検討が必要であるため、今後、関係機関等と協議を進めていきます。

【措置の状況】

◆大館市養護老人ホーム成章園

所在地	大館市軽井沢字下岱 20-20
設置者	大館市
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団
定員	80人
居室	45室（一人部屋 10室 二人部屋 35室）
施設形態	平成30年10月から、一般型特定施設入居者生活介護施設指定（30名）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所者数（管内）	62人	58人	64人
入所者数（管外）	12人	12人	5人
合計	74人	70人	70人

◆管外市町村設置の養護老人ホーム

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置委託施設数	3施設	3施設	3施設
措置入所者数	12人	12人	10人

【入所者数の年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成章園	70人	70人	70人
管外施設	12人	12人	12人
計	82人	82人	82人

（2）軽費老人ホーム

60歳以上のかたであって、高齢や身体機能の低下により自宅生活に不安を感じ、かつ家族による援助を受けることが困難な高齢者が軽費老人ホームに入居することで、生活不安が解消され住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう支援します。

また、平成24年度から一部は、特定施設入居者生活介護施設の指定を受け、入居者が介護状態となっても安心した生活が送れるようになりました。

【入居状況】**◆大館市軽費老人ホームケアハウスほうおう**

所在地	大館市十二所字大水口4-4
設置者	大館市
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団
定員	50人
居室	42室（一人部屋34室 二人部屋8室）
施設形態	平成24年4月から、一部、特定施設入居者生活介護施設指定

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居者数	44人	42人	39人

【入居者数の年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入居者数	50人	50人	50人

(3) 生活支援ハウス（居住部門）

自立して生活することに不安があるが、身体的な介護を必要としない60歳以上のかたに対して、居住機能、介護支援機能、交流機能を提供し、安心した生活を送れるよう支援します。

【入居状況】

◆大館市比内生活支援ハウス

所在地	大館市比内町新館字館下 79-1
設置者	大館市
管理運営	指定管理者 社会福祉法人比内ふくし会
定員	11人
居室	9室（一人部屋7室 二人部屋2室）
事業形態	デイサービス事業、ホームヘルプサービス事業等在宅福祉サービス機能を提供

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居者数	5人	4人	8人

【入居者数の年次計画（目標値）】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入居者数	11人	11人	11人



5. 社会参加の促進・生きがいづくりへの支援

(1) 老人クラブ

高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を構築するため、国の高齢者地域福祉推進事業に基づき、単位老人クラブや老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、スポーツ活動、教養講座、健康づくり事業などの活動を支援します。

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ数	115 クラブ	110 クラブ	105 クラブ
会員数	3,873 人	3,508 人	3,171 人

【主な活動】

- ◆社会奉仕活動 交通安全街頭マスコット配付活動、1円募金寄付、敬老感謝一斉奉仕
- ◆スポーツ活動 ゲートボール、グラウンドゴルフ、8人制バレーボール、ユニカール健康スポーツ大会
- ◆教養講座 料理教室、芸能発表会、作品展示会
- ◆健康づくり 健康ウォーキング、健康づくり講演会

老人クラブは、「健康」「友愛」「奉仕」の3つを柱とし、自主的にかつ積極的に地域貢献に努め、高齢になっても健全で豊かな生活の維持・向上を図っており、今後も継続して活動支援を行います。

(2) 高齢者活動拠点施設

高齢者が地域においてさまざまな活動や交流を通じ、社会参加、生きがい・健康づくり、及び介護予防等に資する活動拠点施設の運営を支援します。また、指定管理者制度導入の効果を活かし、施設の充実を図ります。

◆老人いこいの家

所在地	大館市釈迦内字獅子ヶ森1-1		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 大館市老人クラブ連合会		
利用状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	3,682 人	3,236 人	3,553 人

◆八木橋地域福祉センター

所在地	大館市比内町八木橋字畠沢岱 16		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉協議会		
利用状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	353人	388人	416人

◆高齢者生きがいセンター

所在地	大館市比内町扇田字伊勢堂岱 178		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉協議会		
利用状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	177人	133人	137人

(3) その他の高齢者福祉施設

【施設一覧】

◆比内福祉保健総合センター

所在地	大館市比内町新館字館下 79-1		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人比内ふくし会		
施設で行う事業	○母子保健に関する事業、成人保健に関する事業、その他健康増進に関する事業 ○デイサービス(通所介護)事業、居住部門(ミニケアハウス)事業、その他福祉の向上に関する事業		
利用状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	16,412人	16,251人	15,889人

◆田代いきいきふれあいセンター

所在地	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱 16		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 株式会社友愛ビルサービス		
施設で行う事業	○高齢者の介護予防に関する事業、機能回復訓練及び日常生活訓練に関する事業 ○地域住民の交流及び生きがいくりに関する事業、健康相談事業、その他健康増進に関する事業 ○福祉増進を図るため必要な事業		
利用状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	4,158人	4,036人	4,319人

◆田代老人福祉センター

所在地	大館市早口字堤沢 4		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 株式会社友愛ビルサービス		
利用状況(延)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2,267人	1,116人	812人

◆デイサービスセンターかつら

所在地	大館市字三ノ丸 103-4		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉協議会		
施設で行う事業	通所介護及び介護予防通所介護、その他老人福祉サービス		
利用状況(延)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	6,306人	6,529人	6,438人

◆デイサービスセンター大滝

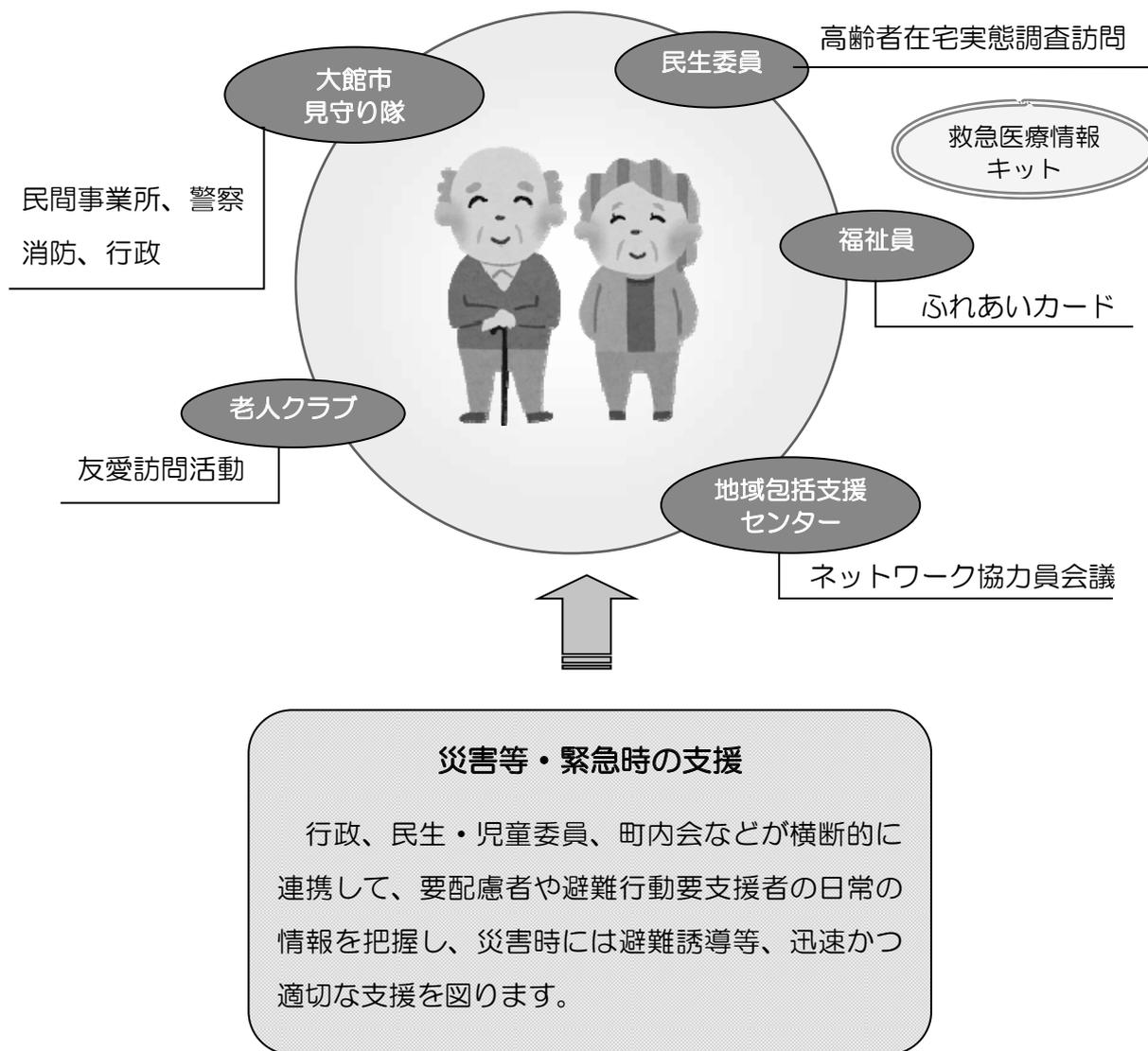
所在地	大館市十二所字大水口 4-5		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団		
施設で行う事業	通所介護及び介護予防通所介護、その他老人福祉サービス		
利用状況(延)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	9,598人	9,319人	8,806人

◆特別養護老人ホームつくし苑

所在地	大館市十二所字大水口 4-5		
設置者	大館市		
管理運営	指定管理者 社会福祉法人大館市社会福祉事業団		
定員	110人、ショートステイ 10人		
居室	44室(一般居室 38 ショート居室 6)		
入居状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	110人	110人	109人

6. 地域見守りネットワーク活動事業

核家族化などに伴う高齢者世帯の増加により、支援を必要とする高齢者を地域で支え合う体制が重要となっています。さまざまな見守り体制の連携を強化することで、孤独感や不安の解消を図ります。



(1) 大館市見守り隊

日常的に各家庭を訪れ、市民に密着した仕事に従事している民間事業所などと協力し、普段と異なる不審な点に気づいた際に、迅速に消防、警察、行政に情報を寄せてもらい、適切な対応がとれる体制を整備しています。協力事業所の拡充を図るとともに、定例の連絡会を開催し見守り体制を強化します。

◆見守り隊事業所

事業所種別	登録事業所数
郵便・電力・電気・宅配便	6
新聞販売店	11
食品宅配販売店	10
プロパンガス販売店	21
灯油販売店	11
金融機関	2
官公署庁・JA	4
理容・美容	80
クリーニング	7
旅館・ホテル	3
鮭商・食肉・麺類飲食	31
計	186

(2) 高齢者在宅実態調査

民生委員と連携し、65歳以上の高齢者が在宅する世帯を訪問し、世帯構成などを聞き取り、よりきめ細かい所在確認調査を進めます。

(3) 救急医療情報キット配付

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの緊急連絡先やかかりつけ医、血液型などの情報をまとめて保管する救急医療情報キットを無償で配付します。キット内に保管する情報は、社会福祉協議会が作成している「ふれあいカード」を活用しています。今後も社会福祉協議会、民生委員、福祉員等と連携してその対応に努めます。

(4) 友愛訪問活動 (老人クラブ)

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯は、外出の機会や地域との関わりが減る傾向にあり、孤立感を生みやすくなりがちです。地域の生活単位で組織されている老人クラブの会員が、身近な友人・隣人として、こうした世帯を訪問し安否の確認や話し相手となる友愛訪問活動を支援し、地域の情報提供や、閉じこもり防止に繋がる見守り体制の強化を図ります。

◆友愛訪問活動強化事業

【実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施クラブ数	115 クラブ	110 クラブ	105 クラブ
訪問数	788 人	734 人	747 人

【年次計画 (目標値)】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施クラブ数	105 クラブ	105 クラブ	105 クラブ
訪問数	725 人	725 人	725 人



7. その他の高齢者福祉事業

(1) 長寿祝金支給

多年にわたり社会に貢献してきた長寿高齢者の労をねぎらい、これを顕彰し長寿祝金を支給する長寿祝金事業を実施します。

平成 29 年度から、祝金に代えて同額分の地域限定商品券を支給しています。

- ◆対象者：満 100 歳を迎えた長寿高齢者
- ◆支給祝金：在宅 20 万円 在宅以外 3 万円

【実施状況】

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
長寿祝金支給者	36 人	31 人	37 人

【年次計画】

区 分	令和 6 年度※	令和 7 年度※	令和 8 年度※
長寿祝金支給者	67 人	95 人	156 人

※住民基本台帳 令和 5 年 3 月 31 日現在

(2) 77 歳長寿記念品事業

満 77 歳のかたの長寿を祝福し、長年にわたる社会発展への尽力に謝意を表し、3,000 円分の地域限定商品券を支給します。

- ◆対象者：長寿記念品を支給する年度の 4 月 1 日現在で満 77 歳で、8 月 1 日現在で本市の住民基本台帳に登載され、かつ、9 月 15 日現在で大館市内に居住しているかた

【実施状況】

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	昭和 17・18 年度生まれ S17. 4. 2~S19. 4. 1 1,998 人	昭和 19 年度生まれ S19. 4. ~S20. 4. 1 848 人	昭和 20 年度生まれ S20. 4. ~S21. 4. 1 666 人

【年次計画】

区 分	令和 6 年度※	令和 7 年度※	令和 8 年度※
対象者数	昭和 21 年度生まれ S21. 4. 2~S22. 4. 1 1,028 人	昭和 22 年度生まれ S22. 4. 2~S23. 4. 1 1,355 人	昭和 23 年度生まれ S23. 4. 2~S24. 4. 1 1,249 人

※住民基本台帳 令和 5 年 3 月 31 日現在

(3) 高齢者地域支え合い支援事業

地域による高齢者の見守りとお互いに支え合う地域づくりを促進するため、長寿を祝う記念品の配布や、高齢者を含めた多世代交流などの行事等へ取り組む町内会等へ費用の一部を助成します。

【実施状況】

区 分	令和3年※	令和4年	令和5年
実施町内	129 町内	189 町内	205 町内

※令和3年度は敬老行事事業費補助金として実施

(4) 福祉・介護サービスに従事する人材の確保・定着

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護給付等対象サービスおよび地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保していくことが重要です。今後、生産年齢人口がさらに減少することで、働き手の確保が一層難しくなることが想定される一方、介護ニーズは今後も増加することが予想されます。介護人材の確保・定着は喫緊の課題であり、国・県・事業者と連携して人材確保等に取り組みます。

① 介護職員初任者研修受講者支援事業

介護職に従事する人材の確保と定着を図るため、すでに介護職員初任者研修を修了したかた、また雇用している職員の介護職員初任者研修受講のために、当該研修に係る費用を負担した市内の事業所等に対し、受講に係る費用の全部又は一部を助成します。

- ◆対象者：申請日において市内に住所を有し、市税等に滞納がなく助成金申請後4か月以上市内の介護事業所に就労する予定のかた（個人）
当該研修修了時において市内の高校に在学しているか、市内に住所を有しているかた（高校生）
申請日において市税等に滞納がなく、市内で介護事業所を1年以上運営している事業所（事業所）
- ◆助成額：介護職員初任者研修の受講料及び教材費の全額（高校生）
介護職員初任者研修の受講料及び教材費の半額（個人・事業所）

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人	5人	5人	5人
高校生	9人	6人	9人
事業所	9人	14人	6人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個人	6人	6人	6人
高校生	10人	10人	10人
事業所	10人	10人	10人

② 介護福祉士資格取得支援事業

介護職に従事する人材の確保及び資質の向上を図るため、介護福祉士の資格取得に要する費用の一部を助成。

◆対象者：申請日において市内に住所を有し、市税等に滞納がなく市内の介護事業所等において勤務しているかた（在職者）

申請日において市内に住所を有し、市税等に滞納がなく公共職業安定所に登録し求職活動をしているかた（求職者）

申請日において市税等に滞納がなく、市内で介護事業所を1年以上運営している事業所（事業所）

◆助成額：介護福祉士実務者研修の受講料及び教材費、国家試験料、資格登録に係る費用の半額

【利用状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在職者	13人	16人	12人
求職者	0人	0人	0人
事業所	36人	38人	35人

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在職者	15人	15人	15人
求職者	1人	1人	1人
事業所	41人	41人	41人

③ 介護のお仕事PR隊 活動

生産年齢人口の減少により、社会的意義の高い介護に携わる介護人材の不足が懸念されることから、介護人材の確保と定着を図ることを目的に実際に介護現場で働く市内の社会福祉法人や医療法人の介護職員で構成された「介護のお仕事PR隊」が、市内の小・中学校・高校に出向き、小中高校生に介護業務の体験や、介護の仕事の魅力ややりがいを伝える活動を行います。

④ 介護ロボットやICT機器の活用支援

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が働きやすい職場環境の整備を図るため、国等の支援を含め介護ロボットやICT機器導入を支援し、介護人材の確保と一層の定着を推進します。

（5）成年後見制度利用促進に係る体制整備

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（対象期間：令和4年度～令和8年度）に基づき、認知症などの理由により、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者を支援する体制を強化します。

令和3年度末に開設した「大館市成年後見支援センター（以下、センターとする）」を中核機関として、関係機関と連携した取り組みを進めていきます。

- ◆第二期大館市成年後見制度利用促進計画の策定
- ◆センター機能の充実と強化
- ◆大館市成年後見制度利用促進協議会の開催
- ◆成年後見制度の新たな担い手（法人後見・市民後見）の養成

【相談状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（延べ）	—	40件	50件

【年次計画（目標値）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数（延べ）	60件	70件	80件

8. 高齢者の住まいの安定的な確保

(1) 高齢者の住環境

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、地域生活の基盤である高齢者の住まいの確保は、重要となってきます。市内には、民間事業者等により、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が整備されており、これらの整備の動向を把握し、情報提供に努めます。

◆軽費老人ホームの整備状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設施設数（累計）	2 施設	2 施設	2 施設
定員数（累計）	50 人	50 人	50 人

※各年度末現在（令和5年度は4月1日現在）

◆有料老人ホームの整備状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設施設数（累計）	7 施設	7 施設	7 施設
定員数（累計）	190 人	190 人	190 人

※各年度末現在（令和5年度は4月1日現在）

◆サービス付き高齢者向け住宅の整備状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設施設数（累計）	8 施設	8 施設	8 施設
定員数（累計）	166 人	166 人	166 人

※各年度末現在（令和5年度は4月1日現在）

◆県と有料老人ホーム等にかかる情報の連携を強化します。

(2) 住宅改修の支援

① 住宅改修費 【住宅改修（介護給付・予防給付）再掲】

段差を解消したり、手すりを取り付けたりするといった小規模な改修に対して20万円を上限に負担割合に応じて費用が給付されます。

9. 災害や感染症対策に係る体制整備

(1) 防災対策の推進

大館市地域防災計画に基づき、各種施策を講じていますが、その中で、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者等の要配慮者や災害時避難行動要支援者の安全の確保について、自主防災組織、民生・児童委員や町内会等の地域関係者と連携し、要配慮者や災害時避難行動要支援者の平常における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に取り組んでいきます。

(2) 福祉避難所の整備

福祉避難所の開設運営に関する協定締結法人と協力して、災害時の支援活動や緊急避難場所の確保、避難者を受け入れるためのネットワーク（大館市社会福祉施設等災害支援ネットワーク）を構築し、訓練や連絡会議の開催により、災害時の実効性を高める取り組みを進めていきます。

(3) 感染症対策の推進

社会福祉施設等での感染症防止対策として、具体的な感染予防対策の情報提供や指導等を行うとともに、感染した場合には感染拡大防止に向けた支援体制を構築していきます。

第6章 介護保険事業の運営

第6章 介護保険事業の運営

1. 介護保険事業の財源

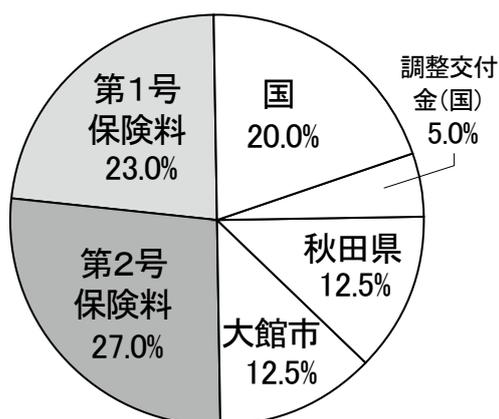
介護保険事業の費用は、保険給付費（介護給付費、予防給付費）、地域支援事業費、事務費などから構成されます。

そのうち、「事務費」は、全額市の負担で賄われます。「保険給付費と地域支援事業費」については、原則として50%が公費、残り50%が被保険者の保険料で賄われます。公費の内訳は、国・県・市の負担金と国の調整交付金となります。保険料の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料（支払基金交付金）でとなります。

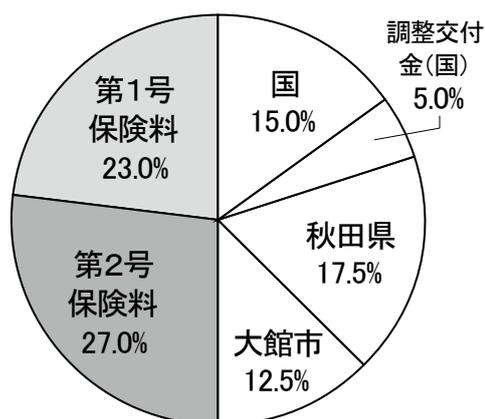
この第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。

〈標準給付費の財源内訳〉

居宅サービス

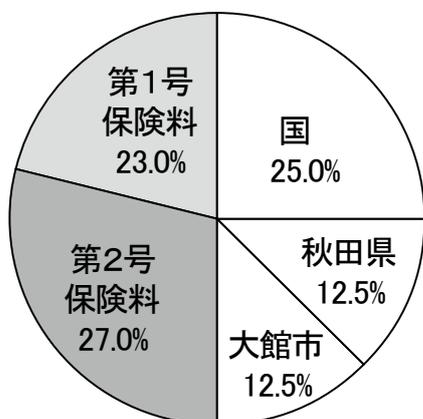


施設サービス

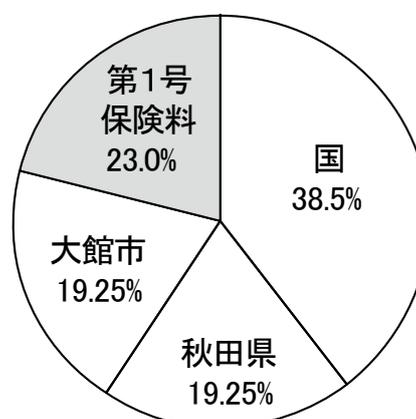


〈地域支援事業費の財源内訳〉

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



2. 第1号被保険者の保険料の基準額

(1) 標準給付費

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	9,342,254千円	9,416,308千円	9,483,302千円	28,241,864千円
特定入所者介護サービス費等給付額	404,265千円	407,408千円	408,190千円	1,219,863千円
高額介護サービス費等給付額	238,874千円	240,766千円	241,230千円	720,870千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	27,210千円	27,449千円	27,555千円	82,214千円
算定対象審査支払手数料	11,931千円	12,036千円	12,081千円	36,048千円
標準給付費見込額 (A)	10,024,534千円	10,103,967千円	10,172,358千円	30,300,859千円

(2) 地域支援事業費

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費 (C)	392,768千円	398,180千円	401,911千円	1,192,859千円
包括的支援事業(地域包括支援センター運営)及び任意事業	133,571千円	133,571千円	134,393千円	401,535千円
包括的支援事業(社会保障充実分)	33,570千円	33,757千円	33,944千円	101,271千円
地域支援事業費 (B)	559,909千円	565,508千円	570,248千円	1,695,665千円

(1) 標準給付費 + (2) 地域支援事業費

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
標準給付費見込額 + 地域支援事業費	10,584,443千円	10,669,475千円	10,742,606千円	31,996,524千円

(3) 第1号被保険者の保険料

項 目		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計	
第1号被保険者数		26,632人	26,418人	26,177人	79,227人	
	前期(65~74歳)	11,306人	10,961人	10,679人	32,946人	
	後期(75歳~)	15,326人	15,457人	15,498人	46,281人	
	所得段階別加入割合					
	第1段階	15.5%				
	第2段階	11.6%				
	第3段階	10.3%				
	第4段階	10.5%				
	第5段階	17.7%				
	第6段階	16.5%				
	第7段階	10.8%				
	第8段階	4.0%				
	第9段階	1.3%				
	第10段階	0.6%				
	第11段階	0.3%				
	第12段階	0.2%				
第13段階	0.7%					
計	100.0%					
所得段階別被保険者数		26,632人	26,418人	26,177人	79,227人	
第1段階	4,137人	4,104人	4,067人	12,308人		
第2段階	3,092人	3,067人	3,039人	9,198人		
第3段階	2,728人	2,706人	2,681人	8,115人		
第4段階	2,803人	2,781人	2,755人	8,339人		
第5段階	4,710人	4,673人	4,630人	14,013人		
第6段階	4,396人	4,360人	4,321人	13,077人		
第7段階	2,886人	2,863人	2,837人	8,586人		
第8段階	1,049人	1,041人	1,031人	3,121人		
第9段階	352人	349人	346人	1,047人		
第10段階	153人	152人	151人	456人		
第11段階	75人	74人	74人	223人		
第12段階	53人	53人	52人	158人		
第13段階	198人	195人	193人	586人		
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(a)		25,159人	24,956人	24,728人	74,843人	

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
標準給付費見込額 (A)	10,024,534 千円	10,103,967 千円	10,172,358 千円	30,300,859 千円
地域支援事業費 (B)	559,909 千円	565,508 千円	570,248 千円	1,695,665 千円
地域支援事業費のうち、介護予防・ 日常生活支援総合事業費分 (C)	392,768 千円	398,180 千円	401,911 千円	1,192,859 千円
(A) + (B) = (D)	10,584,443 千円	10,669,475 千円	10,742,606 千円	31,996,524 千円
第1号被保険者負担分相当額 (E) = (D) × 23%	2,434,422 千円	2,453,979 千円	2,470,799 千円	7,359,200 千円
調整交付金相当額 (5%) (F) = ((A) + (C)) × 5%	520,865 千円	525,107 千円	528,714 千円	1,574,686 千円
調整交付金見込交付割合 (I) = (23% + 5%) - (23% × (G) × (H))	8.68%	8.60%	8.30%	/
後期高齢者加入割合補正係数 (G)	0.8813	0.8852	0.8988	
所得段階別加入割合補正係数 (H)	0.9529	0.9529	0.9529	
調整交付金見込額 (J) = ((A) + (C)) × (I)	904,222 千円	903,185 千円	877,664 千円	2,685,071 千円
介護給付費準備基金取崩額 (K)	/			228,500 千円
保険料収納必要額 (L) = (E) + (F) - (J) - (K)	/			6,020,315 千円

予定保険料収納率 (M)	99.0%		/
保険料の基準相当額 (年額)	(N) = (L) ÷ (M) ÷ (a)		81,252 円
保険料の基準額 (月額)	(O) = (N) ÷ 12		6,771 円

(4) 所得段階別保険料

【第9期計画期間(令和6年度から令和8年度)】

段 階	対象者	基準額 に対する 割合	第9期保険料 (月額)	第8期保険料 (月額)
第1段階	生活保護をうけているかた。世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた。世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額－公的年金等に係る雑所得金額」の合計額が80万円以下のかた。	0.225 (軽減前 0.395)	年額 18,288 円 (月額 1,524 円)	年額 20,316 円 (月額 1,693 円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額－公的年金等に係る雑所得金額」の合計額が80万円を超え120万円以下のかた。	0.345 (軽減前 0.545)	年額 28,032 円 (月額 2,336 円)	年額 30,060 円 (月額 2,505 円)
第3段階	世帯全体が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額－公的年金等に係る雑所得金額」の合計額が120万円を超えるかた。	0.6 (軽減前 0.605)	年額 48,756 円 (月額 4,063 円)	年額 50,376 円 (月額 4,198 円)
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額－公的年金等に係る雑所得金額」の合計額が80万円以下で、世帯内に市民税課税者がいるかた。	0.94	年額 76,380 円 (月額 6,365 円)	年額 76,380 円 (月額 6,365 円)
第5段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と「合計所得金額－公的年金等に係る雑所得額」の合計額が80万円を超え、世帯内に市民税課税者がいるかた。	基準額	年額 81,252 円 (月額 6,771 円)	年額 81,252 円 (月額 6,771 円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた。	1.28	年額 104,004 円 (月額 8,667 円)	年額 104,004 円 (月額 8,667 円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた。	1.35	年額 109,692 円 (月額 9,141 円)	年額 109,692 円 (月額 9,141 円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた。	1.6	年額 130,008 円 (月額 10,834 円)	年額 130,008 円 (月額 10,834 円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満のかた。	1.7	年額 138,132 円 (月額 11,511 円)	年額 138,132 円 (月額 11,511 円)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満のかた。	1.9	年額 154,380 円 (月額 12,865 円)	※第9段階と同額
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満のかた。	2.1	年額 170,640 円 (月額 14,220 円)	※第9段階と同額
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満のかた。	2.3	年額 186,888 円 (月額 15,574 円)	※第9段階と同額
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上のかた。	2.4	年額 195,012 円 (月額 16,251 円)	※第9段階と同額

※合計所得金額は、長期・短期譲渡所得がある場合、特別控除額を控除した額です。介護保険法施行令の改正により、所得指標の見直しが行われ、令和6年度の市民税情報に基づいて決定する介護保険料から適用します。

(5) 低所得者に対する保険料の軽減

令和元年度より低所得者に対する保険料軽減措置が実施され、第9期(令和6年～令和8年)でも引き続き実施します。(第1段階のかたの負担割合を0.395から0.225に、第2段階のかたの負担割合を0.545から0.345に、第3段階のかたの負担割合が0.605から0.6にそれぞれ引き下げます)。

参考【保険料基準額の推移】

項目	第1期 (H12～14)	第2期 (H15～17)	第3期 (H18～20)	第4期 (H21～23)	第5期 (H24～26)	第6期 (H27～29)	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～5)	第9期 (R6～8)
保険料 基準額 (月額)	2,785円	3,703円	4,195円	4,372円	5,239円	6,256円	6,771円	6,771円	6,771円
前期 との 差額	-	+918円	+492円	+177円	+867円	+1,017円	+515円	0円	0円
前期 との 比較	-	+33.0%	+13.3%	+4.2%	+19.8%	+19.4%	+8.2%	0%	0%

資料編

1. 大館市第9期介護保険事業計画の策定経緯

<p>令和5年8月23日</p>	<p>○第1回介護保険事業計画運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度大館市介護保険事業の実施状況について ・介護保険事業計画の実施状況について ・第9期介護保険事業計画の策定等について（諮問） （計画の策定、第9期介護保険事業計画における検討事項）
<p>令和5年11月15日</p>	<p>○第2回介護保険事業計画運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期介護保険事業計画（素案）について （介護サービス見込み量及び介護保険料等の見込について）
<p>令和5年12月18日 ～ 令和6年1月15日</p>	<p>○パブリックコメントの募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに素案を掲載 ・長寿課、総合支所、各出張所窓口での閲覧
<p>令和6年2月14日</p>	<p>○第3回介護保険事業計画運営委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期介護保険事業計画（案）について
<p>令和6年2月15日</p>	<p>○第9期介護保険事業計画（案）について（答申）</p>

2 大館市介護保険事業計画運営委員会の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 大館市介護保険条例（平成12年条例第15号）第12条第4項の規定に基づき、大館市介護保険事業計画運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。

- (1) 大館市介護保険事業計画の策定（変更を含む。）に関する事項
- (2) 大館市介護保険事業計画の進行管理に関する事項
- (3) 介護サービスの給付に係る苦情処理に関する事項

(委員)

第3条 委員会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、介護保険制度に識見を有する者の中から次に掲げる区分により、市長が任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健福祉関係者
- (3) 学識経験者等
- (4) 被保険者代表
- (5) 費用負担関係者代表
- (6) 介護サービス等利用者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを表決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(介護サービス苦情処理調整部会)

第6条 第2条第3号の事項を処理するため、委員会に、介護サービス苦情処理調整部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、委員5人以内で組織する。
- 3 部会の委員は、委員会の委員の中から第三者的な立場の者を互選によって定める。
- 4 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会議を総理し、部会を代表する。
- 6 部会は、必要に応じて市長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するために、長寿課内に事務局を置く。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この規則の施行の際、現に委員会の委員に任命されていた者については、この規則の相当規定により委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、現に任命されていた任期の残任期間に相当する期間とする。

附 則 (平成17年6月17日規則第73号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月20日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、大館市介護保険事業計画運営委員会の委員の定数は、平成19年3月31日までの間に限り、28人以内とする。
- 3 この規則の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成19年5月28日規則第33号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3 大館市介護保険事業計画運営委員会委員名簿 (令和5年度)

選出区分	代表区分	所 属	氏 名
第1号	医療関係者	大館北秋田医師会	櫻庭庸悦
		大館北秋田歯科医師会	根田朋武
		秋田県薬剤師会大館北秋田支部	半田貴祥
第2号	保健福祉関係者	秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部	船山晴美
		大館市民生児童委員協議会	山内進
		大館市社会福祉協議会	宮原文彌 (～令和6年3月21日)
			兜森和夫 (令和6年3月22日～)
		地域密着型介護老人福祉施設 Club City	奥村俊樹
		特別養護老人ホーム 大館南ガーデン	浅利浩
		介護老人保健施設 大館園	黒川博之
秋田県介護支援専門員協会 県北地区介護支援専門員協会	伊藤政利		
第3号	学識経験者等	大館市生活相談員	田村邦彦
第4号	被保険者代表	大館市老人クラブ連合会	多賀谷正和
		公募委員	船木和子
		公募委員	金谷マキ子
第5号	費用負担代表	大館商工会議所	木村勝広
第6号	介護サービス等 利用者	在宅介護者の会	櫻庭敬三

大 館 市
第9期介護保険事業計画
高 齢 者 福 祉 計 画

令和6年3月

発行 大館市

編集 福祉部長寿課

〒017-8555 秋田県大館市字中城 20 番地
TEL (0186)43-7055
FAX (0186)42-8532
